

第1節 廃棄物・リサイクル対策のあらまし

1 循環型社会の形成に向けた法制度について

廃棄物の適正処理を図るために、昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」と略す。)」は、不適正処理や不法投棄の多発やごみの減量化、再利用等の世論要望などの廃棄物処理の課題に対応するため、施設基準や維持管理基準の強化、罰則の大幅強化や再生利用認定制度の導入など、これまで大幅な改正が行われてきたところである。平成12年にも廃棄物の減量化の推進や公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進等について一部改正され、平成13年4月1日より施行された。

また、依然として廃棄物の発生量が多いことや最終処分場が逼迫していること、不法投棄が増加していることなどを背景に、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却して、資源の循環を促進することにより環境への負荷が低減される社会、すなわち循環型社会を実現していくために、平成12年5月に循環型社会の形成を推進するための基本原則と基本施策などを定めた「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「資源有効利用促進法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」及び「グリーン購入法」が制定された。

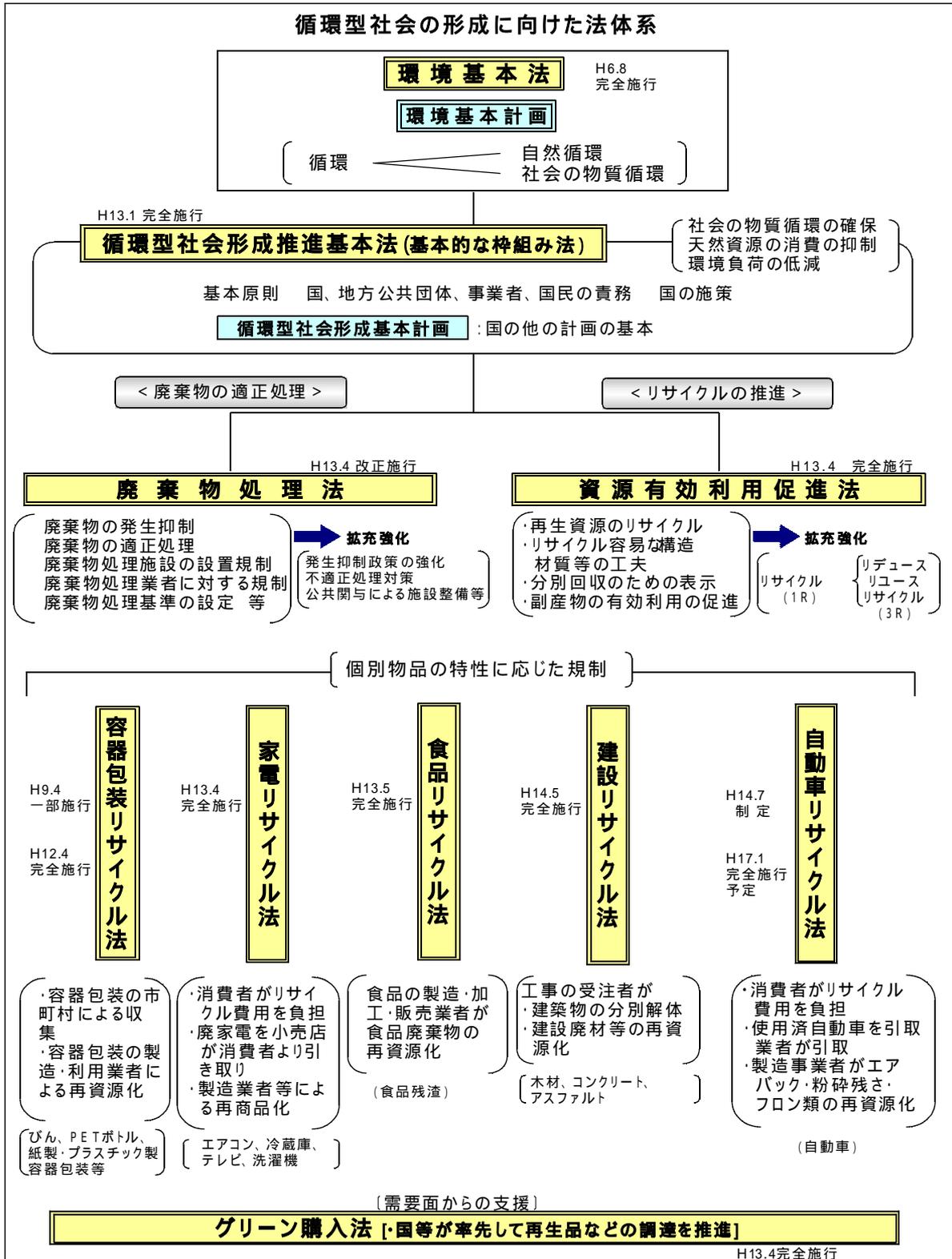
さらに自動車製造事業者等が、自ら製造又は輸入した使用済自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクルを行う「自動車リサイクル法」が平成14年7月に制定され、これらの法令と既に制定されている「容器法リサイクル法」、「家電リサイクル法」を加え、循環型社会の形成に向けた法体系は次図のとおりとなっている。

一方、平成13年5月には、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が国によって定められ、その中で廃棄物の減量化の目標量が設定され、その目標を達成するため、各種施策が展開されることとなっている。

また、ダイオキシン類については、平成12年1月15日に施行した「ダイオキシン類対策特別措置法」で、耐容一日摂取量、環境基準等が定められ、同法に基づき削減目標量が設定され、ダイオキシン類問題は同法に従って総合的な対策が進められている。

PCB廃棄物については、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年7月15日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB法)」が制定され、今後15年間を目標としてPCB廃棄物の処分を終えることとしている。

さらに、平成15年3月には、循環型社会形成推進基本法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環型社会の具体的なイメージを示すとともに、平成22年度を目標年次とした循環型社会形成のための新たな数値目標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）の設定と、目標達成に向けた国及び各主体の取組を挙げており、本計画に基づいた施策展開により持続可能な循環型社会の実現を目指すこととしている。



2 県内の廃棄物処理・リサイクルの現状と課題

(1)一般廃棄物の現状と課題

本県では、ごみ、し尿とも米軍基地を除くほぼ全域で計画処理が行われており、計画収集率は、ごみが99.7%、し尿が99.5%となっている。

ア ごみ処理の状況

【ごみ処理の流れ】

本県の事業所や家庭から1年間に排出されるごみの総排出量は、統計を取り始めた昭和44年度には30万トンで、復帰した昭和47年度に37万トンに達し、しばらく横ばい状態を続けた。その後、昭和63年度に40万トン台に達してから増加が顕著になり、平成10年度に50万トンを超えたものの、資源ごみの分別収集や有料指定ごみ袋の導入が実施され始めた平成12年度以降減少傾向に転じている。

平成13年度における本県のごみの総排出量は488,059トンで、前年度の501,049トンに比べ約2.6%減少している。そのうち、計画収集量は465,786トンで、総排出量の95.4%を占めている。

計画収集及び直接搬入されたごみ（自家処理及び団体回収分を除く。）のうち、385,120トン（78.2%）が焼却施設で焼却、42,071トン（8.5%）が直接埋立、65,107トン（13.2%）がその他の処理によって処分されている。

ごみの資源化量は、地域の団体が定期的に資源として使えるごみを回収する団体回収が4,063トンで、計画収集による資源化量50,262トンとあわせ、合計54,325トンとなり、これによりリサイクル率は10.9%と前年度に比べ2.8ポイント向上している。

また、平成13年度における本県のごみ処理費は約115億円（前年度比20.0%増）で、1トン当たりのごみ処理費は23,584円で、1人当たりでは8,573円となっている。

【ごみ処理施設】

平成15年8月末現在、県内52市町村のうち、ごみ焼却施設について46市町村において26施設が整備されており、残り6町村の整備促進を図っているところである。

最終処分場については、32市町村で26施設あり、そのうち遮水シートや水処理設備などが整備された処分場は20市町村の12施設で、他の12市町村の14施設は遮水シートなどが整備されていない不適正な処分場である。

また、20市町村では、最終処分場を有しておらず、他市町村や民間業者に最終処分を委託しており、不適正な処分場を使用する12市町村と併せて、

施設基準に適合した最終処分場の確保が求められている。

【課題】

県は、最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等高度な環境保全対策の必要性等から、ごみ処理を広域的に行い大型炉に集約することとし、平成10年度に「沖縄県ごみ処理広域化計画」を策定した。

現在、同計画に基づき、ごみ処理施設の整備が進められており、今後とも、地域の特性や実情を考慮しながら国庫補助制度の活用により、広域的なごみ処理体制を構築していく必要がある。

また、平成9年4月から施行された容器包装リサイクル法や平成13年4月から施行された家電リサイクル法など法に基づくりサイクルシステムを活用してリサイクルを推進し、市町村のごみ処理コストの低減を図っていかなければならない。

平成14年度に策定した容器包装リサイクル法に基づく「第3期沖縄県分別収集促進計画」においては、分別収集に取り組む市町村数が第2期計画の34市町村から48市町村に増加していることから、今後は同計画に基づき、市町村との連携を強化し、分別収集品目の拡大を図るとともに、市町村負担割合や保管施設の確保、人件費等に対する市町村の財政的負担や消費者、事業者、行政の役割分担の見直しについて、国等の関係機関に働きかける必要がある。それとともに、離島地域において排出される廃家電は、本島内に比べ収集・運搬料金が嵩むことから、家電リサイクル法の円滑な実施のため、離島地域における指定引取場所の設置促進などを図る必要がある。

イ し尿処理の状況

平成13年度の本県の水洗化人口（公共下水道＋浄化槽総人口）は1,209,863人で、水洗化率は89.9%と前年度より0.1ポイント減少している。

し尿（公共下水道及び浄化槽により処理されるものを除く。以下同じ。）の年間総排出量は53,853klで前年度に比べ3.2%の減少となっている。そのうち、計画収集量は53,187klで、総排出量の98.8%を占めており、1人1日当たりのし尿排出量は約1.09ℓで平成12年度より0.05ℓ減少している。

一方、平成13年度の浄化槽汚泥の年間総排出量は88,853klで、そのうち計画収集量は87,795klと、総排出量の98.8%となっている。1人1日当たり浄化槽汚泥排出量は0.44ℓで、平成12年度より0.04ℓの増加となった。

計画収集区域内におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、市町村及び一部事務組合のし尿処理施設による処理が106,849kl(75.6%)、海洋投入が15,126kl(10.7%)、農村還元が12,574kl(8.9%)、下水道への投入が6,277kl(4.4

%)、その他の処理が446kl(0.3%)となっている。一部自治体において海洋投入が行われているが、平成16年度中に廃止される予定になっている。

平成14年度末現在、県内には延べ107,120基の浄化槽が設置されているが、合併浄化槽は8,204基(7.7%)と普及が遅れており、その整備促進が必要である。また、浄化槽が本来の機能を発揮するためには定期的な維持管理を行う必要があり、浄化槽管理者は保守点検と清掃を行うとともに、法定検査を受検することが浄化槽法により義務づけられている。

法定検査には、浄化槽使用開始6ヶ月後の水質検査(7条検査)と、毎年1回の水質検査(11条検査)があるが、平成13年度実績で7条検査の実施率が25.6%(全国平均78.0%)、11条検査の実施率1.9%(全国平均14.7%)と全国的にみても低い実施率となっている。

(2)産業廃棄物の現状と課題

産業廃棄物は、発生量全体では減少する傾向を示しているものの、依然として高い水準で推移しており、質的にも多様化してきている。

その処理は、排出事業者自ら又は処理業者により行われているが、近年は、不適正処理や有害物の発生の事例等による周辺住民の不信感、施設設置費の高騰などにより新たな処理施設の設置は困難となり、管理型最終処分場においては処理残存容量の逼迫が生じるなど、産業廃棄物を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

このような中、廃棄物の不法投棄も増加しており、特に、廃棄物処理費の高騰や金属スクラップ価格の低落などにより、廃自動車処理が逆有償となったため、放置自動車の増加や自動車解体業での廃自動車の大量保管が生じてきている。

ア 産業廃棄物の発生状況等

平成12年度の「沖縄県産業廃棄物実態調査」によると、本県における平成11年の産業廃棄物の発生量は、約373万トﾝであり、種別で見ると、家畜ふん尿(42%)、汚泥(22%)、建設廃材(19%)が多く、業種別では農業(42%)、建設業(21%)、製造業(11%)の順となっている。

農業系廃棄物を除く産業廃棄物(年間発生量217万トﾝ)のうち、減量化量は70万トﾝ(33%)、資源化量は103万トﾝ(47%)、最終処分量は34万トﾝ(16%)となっている。

資源化量を種類別にみると、建設業から排出されるコンクリート殻などがれき類が54万トﾝ(53%)で最も多く、次いで食品製造業から排出される加工残さなどの動植物性残さが23万トﾝ(23%)、汚泥11万トﾝ(11%)などとなって

いる。

業種別では建設業における再生利用が進捗しているものの、最終処分量の多さも依然として他の業種を大きく引き離しており、より一層の減量化・リサイクルを推進する必要がある。

イ 産業廃棄物処理業者等の許可状況

(ア)処理業の許可状況

平成14年度末現在、産業廃棄物処理業者の許可状況は、総数で673業者となっている。

業の区別で見ると、収集運搬業が537業者で最も多く、次いで処分（中間処理）業が113業者、最終処分業が23業者、再生利用業者数は4業者となっている。

また、保健所別にみると、中部保健所管内に236業者、南部保健所管内に201業者となっており、本島中南部に集中していることが分かる。

(イ)再生利用業の指定状況

処理業の許可が不要となる再生利用業者については、石炭灰の再生輸送業が2業者、石炭灰の再生活用業（用途：セメント原料）が1業者、廃プラスチックの再生活用業（用途：プラスチック）が1業者となっている。

ウ 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可施設は、平成14年度末現在で117施設となっている。その内訳は、脱水や焼却による減量化または有害物の分解などを行う中間処理施設が89施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が28施設となっている。

また、最終処分場を設置主体別で見ると、排出事業者の設置が5施設、産業廃棄物処理業者の設置が22施設となっている。

産業廃棄物処理施設数は、焼却施設等中間施設、安定型最終処分場の新設による若干の増加がみられるが、管理型最終処分場は廃棄物処理業者による新たな設置はなく、残存容量が逼迫した状態が続いている。

エ 施設等の監視パトロール

- (ア) 県においては、廃棄物処理施設に対し、定期的な立入検査や年2回の管理型最終処分場に対する水質検査等を実施し、適宜、業者に対し指導を行っている。

平成13年度の水質検査の結果は、大腸菌群数など生活環境項目で若干の基準不適合があったが、水銀などの23項目の有害物質は全て基準値以下であった。

- (イ) 県においては、平成14年5月に産業廃棄物処理施設における適正処理の確保及び施設の安全管理の徹底を図るため、県内の産業廃棄物最終処分場全施設の総点検を実施したところであるが、安定型処分場については、施設の維持管理に関する検査項目のうち、展開検査の実施 水質検査実施 埋め立て処分記録の作成保存等について、不十分で改善が必要と認められ、管理型処分場のうち廃棄物処理業者所有の処分場については、埋め立て処分が進んで、盛り土による地滑り防止、廃棄物の流出防止の点検等強化を要する施設があり、今後、重点的な改善指導が必要である。

これまで数次にわたり廃棄物処理法が改正され、廃棄物処理施設の維持管理基準などが強化されているが、廃棄物処理業者において十分な措置が図られず、対応が不十分な施設が見受けられることから、より一層、監視指導を強化する必要がある。

オ 不法投棄

平成13年度に実施した「産業廃棄物等不法投棄実態調査」によると、平成13年度末の不法投棄箇所は97箇所、1,407トンであり、地域的には沖縄本島中南部地域に集中し、原野、山林を中心とした、農地や海岸等における人目に付きにくく、車を乗り入れやすい場所が多く、また、その種類は、箇所数で見ると、廃タイヤ35箇所（31%）、がれき類19箇所（17%）、金属くず14箇所（12%）等の順であり、重量では、廃タイヤが861トン（61%）と最も多い状況にある。不法投棄に至った原因としては、投棄者の道徳観念の欠如、処理費の出し惜しみ、廃棄物処理に対する認識不足などが考えられる。

また、最近では廃自動車を原野や空き地等において大量保管する等の不適正処理事案等が社会的な問題となっており、管理型最終処分場のひっ迫に伴う処理費の高騰や、処理費用をユーザー側排出者が負担する逆有償化となったこと等が原因となっている。

このような不法投棄及び不適正処理の実態は、周辺地域の生活環境に支

障を及ぼすばかりでなく、自然・都市景観を損ねるなど、本県の観光振興にもダメージを与えかねない重要な課題となっており、不法投棄された産業廃棄物の撤去など不法投棄対策の成果を示す必要があるほか、不法投棄の早期発見、規模が小さい段階での迅速な対応、発生抑止のための監視体制の充実強化等の取り組みが必要である。

3 循環型社会の形成に向けた県の施策について

(1) 沖縄県廃棄物処理計画の推進

平成12年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、新たに同法第5条の3において、都道府県は、環境大臣が定める基本方針に即して、これまでの産業廃棄物処理計画から一般廃棄物を包含する当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないと規定された。

県においては、平成13年度に生活環境の保全を図るとともに、環境の負荷が少ない循環型社会の実現に資することを目的として、平成13年度から平成17年度までを計画期間とする「沖縄県廃棄物処理計画」を策定した。

同計画においては、産業廃棄物、一般廃棄物それぞれについて排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の将来予測を行うとともに、具体的にこれらの数値目標を設定している。

一般廃棄物減量化目標

平成17年度

排出量を現状(平成9年度)に対し3%削減する。

再生利用量を排出量の17%とする。

最終処分量を排出量の22%とする。

<参考> 平成22年度

排出量を国の目標と同様に平成9年度に対し5%削減する。

再生利用量を排出量の24%とする。

最終処分量を排出量の13%とする。

(単位：千t/年、下段()内はg/人・日)

	平成9年度 (基準年度)	平成13年度 (現状)	平成17年度 (目標年度)	平成22年度 (参考)
排出量	499(1,038)	492(994)	484(975)	474(940)
再生利用量	29(5.8%)	54(10.9%)	82(17%)	114(24%)
最終処分量	180(36.1%)	100(20.3%)	106(22%)	62(13%)

産業廃棄物減量化目標

平成17年度

排出量の増加を現状(平成9年度)に対し6%以下に抑制する。
再生利用量を排出量の45%とする。
最終処分量を排出量の13%とする。

<参考> 平成22年度

排出量を国の目標と同様に平成9年度に対し6%削減する。
再生利用量を排出量の47%とする。
最終処分量を排出量の10%とする。

(単位：千t/年)

	平成9年度 (基準年度)	平成11年度 (現状)	平成17年度 (目標年度)	平成22年度 (参考)
排出量	2,071	1,944	2,188	2,183
再生利用量	791(38.2%)	801(41.2%)	979(45%)	1,021(47%)
最終処分量	423(20.4%)	344(17.7%)	295(13%)	214(10%)

注1) 平成9年度値(推計値)は、平成6年度、平成11年度の実態調査を基に補完した。

注2) 「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

(2)一般廃棄物に関する対策

ア ごみ処理広域化計画の推進

ダイオキシン類の発生・排出抑制等の高度な環境保全対策の必要性や、ごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの推進に対する県民からの要請などから、環境保全や処理技術、経済的な観点から施設を集約し大型化するなど、広域的な視点に立った総合的かつ効率的なごみ処理体制を構築するための指針として、「沖縄県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した。

この計画においては、平成20年度までに本島市町村の焼却施設17施設を12施設に集約することとし、離島市町村では、その特殊事情を考慮した広域化計画を進めてきている。

その結果、平成15年12月現在、本島内の焼却施設は、中部北環境施設組合等の施設整備により、14施設に集約されており、離島においては、宮古地区の焼却施設3施設が、1施設に集約されている。

また、同計画では、ダイオキシン類の排出量を平成9年度の排出量から9

0%を削減し、埋立処分量は平成8年度の処分量から26%を削減することを目標としている。

平成15年12月現在、ダイオキシン類の排出量を平成9年度の排出量から約50%が削減され、計画は順調に進んでおり、埋立処分量については、焼却施設等の中間処理施設の整備や、平成12年度から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数の増加、平成13年度から施行された家電リサイクル法によるリサイクルの促進によって約46%が削減され、既に目標値を達成している。

県としては、今後とも、ごみの適正処理を図るよう市町村への指導・助言を行い、ごみ処理の広域化を進めていくこととしている。

沖縄県ごみ処理広域化計画の目標と状況

本島内の焼却施設の広域化の目標と状況

ブロック	市町村数	平成10年度 (基準年度)	平成15年度 (現状)	平成20年度 (目標年度)
北部	6市町村	4施設	3施設	2施設
中部	14市町村	8施設	6施設	5施設
南部	13市町村	5施設	5施設	5施設
計	33市町村	17施設	14施設	12施設

平成15年度状況 北部：1減(4→3)、東村を国頭村に統合
中部：2減(8→6)、中部北環境施設組合の3施設を1施設に集約

平成20年度目標 北部：1減(3→2)、国頭村を名護市等に統合
中部：1減(6→5)、倉浜衛生施設組合の2施設を1施設に集約

ダイオキシン類の排出量の目標と状況 (単位：g-TEQ/年)

	平成9年度 (基準年度)	平成13年度 (現状)	平成20年度 (目標年度)
ダイオキシン排出量	10.8	5.5	1.07
削減量(削減率%)	- (-)	- 5.3(-49%)	- 9.73(-90%)

注) TEQ：ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンに毒性等価換算したもの

埋立処分量の目標と状況 (単位：t/年)

	平成8年度 (基準年度)	平成13年度 (現状)	平成20年度 (目標年度)
埋立処分量	185,163	99,678	136,328
削減量(削減率%)	- (-)	- 85,485(-46%)	- 48,835(-26%)

イ 廃棄物処理施設の整備促進

県内のごみ処理施設については、平成15年12月末現在、52市町村中46市町村で26施設整備されており、伊江村では平成16年2月から、また粟国村では平成16年3月から新焼却施設が本格稼働する予定となっている。なお、平成14年12月から休止又は廃止している伊是名村、伊平屋村、与那国町の3施設については、他市町村への委託等で対応しつつ、立て替えなどの対策を進めている。

また、老朽化した施設の建て替えのため、中部北環境施設組合（石川市、具志川市、与那城町、勝連町、恩納村）が平成13年度から、那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合が平成14年度から焼却施設を整備中である。

最終処分場については、廃棄物処理法の施設基準に適合した施設が20市町村で12施設整備されており、平成16年3月には久米島町の新最終処分場が稼働する予定である。

一般廃棄物最終処分場については、渡嘉敷村、多良間村が平成14年度に施設の供用を開始しており、久米島町は平成16年3月に供用を開始する予定である。また、伊是名村、国頭地区行政組合、竹富町、与那国町が平成16年度に整備を行う予定である。

さらに、再生利用施設については、12市町村において10施設整備されており、平成20年度までにリサイクルプラザが沖縄市など11市町村で、リサイクルセンターが具志頭村など8村で、ストックヤードが豊見城市など4市町村で整備予定である。

ウ ごみの減量化・リサイクルの促進

県内のごみの減量とリサイクルを広域的な観点から推進するため、「ごみ減量化推進事業」を平成5年度から実施している。本事業では、循環型社会の形成に向けて、市町村等と連携し、啓発事業として「ごみ減量・リサイクル推進週間」、「九州各県空きかん等散乱防止対策統一キャンペーン」、「環境衛生週間」、「マイ・バッグ・キャンペーン」に取り組むとともに、小学生等を対象にした環境教育として「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を開講して、ごみ減量化・リサイクルやごみの分別排出に対する県民意識の高揚に努めている。

また、平成13年度に設置した「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」において、委員である住民代表、教育関係団体、排出事業者、再生事業者、関係団体、NPO及び行政担当者により、ごみ減量・リサイクルへの自発的な取組促進を協議している。

さらに、県内主要スーパーマーケット等の流通事業者で構成する「レジ

袋減量部会」を下部組織として設置し、マイ・バック・キャンペーンの普及拡大によって、環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進する等、効果的な施策を検討している。

エ 廃棄物資源化対策事業

離島の廃棄物の減量化を促進し、離島の最終処分場の延命化と循環型社会の形成に資することを目的として、離島における資源廃棄物を本島に搬送し再資源化する際の経費のうち、船舶に係る経費の2分の1を市町村に対して補助する廃棄物資源化対策事業を平成7年度から実施している。

平成7年度から平成14年度までの実績としては、古紙約4,600ト、空き缶約920ト、金属くず約120ト、放置自動車（平成12年度まで）約7,000トとなっている。

オ 放置自動車対策事業

使用済自動車については、平成10年頃までは鉄スクラップの国際取引価格が比較的高かったことから廃棄時にスクラップとして売却することができ、解体業者等が個人ユーザーや自動車販売業者等から有価物として買い入れていた。

ところが、国際的に鉄スクラップ価格が下落するとともにスクラップ時に発生するシュレッダーダストを管理型処分場で最終処分することが義務化されたことにより、シュレッダーダスト処理費用が高騰したため平成10年末頃からユーザーが処理費用を負担しなければ処理できない状況（「逆有償」）となった。

そのため、県内においては、道路や原野、空き地等に放置される使用済自動車が増加し、生活環境に支障を生じているばかりでなく自然景観を損ね本県の観光振興にもダメージを与えかねない深刻な問題となった。

県が平成12年6月に市町村を通じて行った調査では、約1万台の放置自動車が確認されたことから、市町村長による放置自動車の所有者に対する撤去勧告や撤去しない場合の罰則規定を定めた放置自動車の発生防止条例の制定と併せて所有者が不明の場合の放置自動車について市町村長が一般廃棄物として認定のうえ行政代執行による撤去・処理を行う放置自動車対策事業を実施した。

この放置自動車対策事業は、沖縄特別振興対策調整費を活用し市町村が撤去・処理に要する費用の10分の8を国が、また、10分の1を県が補助するもので、平成13年度は平良市、石垣市など23市町村において10,882台、平成14年度は国頭村など38市町村において5,801台の放置自動車を撤去・処理した。

カ 容器包装リサイクル法への対応

容器包装廃棄物は、一般廃棄物に占める割合が容積比で約6割に達し、かさばりやすく、素材的にもリサイクルしやすいことなどから、容器包装廃棄物の再商品化を促進し、ごみの減量化を図ることを目的として、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」いわゆる「容器包装リサイクル法」が制定され、市町村においては平成9年4月から同法に基づく分別収集が開始されている。

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するためには市町村分別収集計画を策定し、これに従い分別収集を実施しなければならない。

平成14年度に策定した平成15年度を始期とする「第3期沖縄県分別収集促進計画」においては、分別収集に取り組む市町村数が第2期計画の34市町村から48市町村に増加していることから、今後は、同計画に基づき、市町村との連携を強化し、分別収集品目の拡大を図ることとしている。

なお、平成15年12月現在、県内で容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施しているのは、スチール缶、アルミ缶が41市町村、ガラスびんが28市町村、ペットボトルが38市町村などとなっている。

キ 家電リサイクル法への対応

平成13年4月1日より本格施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものである。

平成13年4月～平成14年3月末までの1年間で指定引取場所へ搬入された廃家電品の数は、4品目合計で約78,000台であり、全国の引取台数(8,549,000台)の約1%に近い回収実績となっている

また、本県離島地域では、家電製品の指定引取場所がなく、経済的負担となっていることから、離島市町村間の連携を強化し、効率的な収集運搬体制の形成を促進するとともに、抜本的対策として離島地域への指定引取場所の設置について、国等の関係機関に必要な働きかけを行うこととしている。

ク ちゅら島環境美化促進事業

道路、公園や観光地等において、空き缶やたばこの吸い殻等のごみの散乱を防止し、環境美化の促進を図るため、平成14年7月より施行している「ちゅら島環境美化条例」を、県民、事業者、市町村及び県が一体となって着実に推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げているところである。

平成15年度は、新たに10団体を加えて135団体に拡充した条例の推進母体

「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が主催し、促進月間と定めた7月を中心に、一層効果的な広報啓発活動や年2回の「ちゅら島環境美化全県一斉清掃」を実施した。

また、「環境美化指導員」を本島中南部に5名配置し、県民等に対し、環境美化に係る意識の高揚、活動の支援、助言・指導等を日常的に行うとともに、「環境美化促進モデル地区」として、勝連町・浜比嘉島地区及び西原町与那城・安室地区の2地区を指定し、地域住民が市町村と協働して実施する他区域の模範となる環境美化のモデル事業に対して支援することにより、各地域における環境美化を促進している。

さらに、散乱ごみの抑制や循環資源の回収促進といった効果が期待されるデポジット制度については、平成14年度に飲料容器を対象とした基礎調査を行ったところである。

調査の結果、システム構築と運営に係る財源の確保、製造・販売・流通事業者との合意形成、デポジット負荷方法のあり方、県民、事業者の理解と協力、容器包装リサイクル法との関係など、多くの課題があることがわかった。県としては、基礎調査で示された課題等について、事業者（流通事業者、製造事業者等）、市町村等との意見交換を行っていくこととしている。併せて、国におけるデポジット制度に係る動向や拡大生産者責任の方向性を見据えながら対応していくこととしている。

ケ 合併処理浄化槽の普及促進

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、短期間にかつ容易に設置できる等の特徴を有していることから、生活排水対策の重要な柱の一つとなっている。

国において、昭和62年に国庫補助事業である浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では平成3年度から国庫補助に加えて県費補助による財政支援を実施し、公共下水道及び農業・漁業集落排水事業等との整合性を図り、集合処理に適さない住宅散在地域や生活排水対策重点地域への整備など、地域の特性に応じて合併処理浄化槽の整備促進に努めてきたところである。

この補助事業により平成14年度までに那覇市等20市町村1事務組合が合併浄化槽設置者に対する補助を実施しており、平成14年度末現在合計451基の合併処理浄化槽を整備している。

また、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽の設置を義務化するとともに浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。さら

に平成13年度から浄化槽設置者（管理者）を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理とその普及啓発に取り組んでいるところである。

(3)産業廃棄物に関する対策

ア 産業廃棄物処理施設等への監視・指導

産業廃棄物処理施設に対する監視・指導は、これまで保健所において実施しており、維持管理基準等に適合しない施設については、適宜、指示書・警告書・改善命令・措置命令等を発して指導を行っている。

また、平成14年5月には、通常の監視指導に加えて、県内の全最終処分場に対して、総点検を実施しており、今後とも通常の監視指導と併せて、定期的な総点検を実施し、産業廃棄物処理業者等への監視指導と改善指示の徹底を図り、厳正に対処していく考えである。

イ 不法投棄防止対策

産業廃棄物の処理費が高額となってきたため、排出事業者が産業廃棄物処理委託費を拠出できない、あるいは、最終処分場の残存容量が逼迫しているため、不法投棄する事例が多くなってきた。そのため、平成14年4月には福祉保健所へ9名を増員するとともに、警察本部より当課に警部1名を配置して、より一層の監視指導体制を確保し、悪質な不法投棄者の告発、関係機関の連携などの強化を図っているところである。また、各種処理施設の整備を促進し、処理費の適正化かつ安定化を図るなど、廃棄物の適正かつ円滑な処理の環境づくりを進めていくこととしている。

廃自動車については、平成10年10月頃から逆有償化となったことから、県においては、平成11年度からこれまで、自動車解体業者に対し許可の取得や廃自動車の適正処理について、説明会を開催し指導を行ってきたほか、文書による指導、保健所による現場指導等を行ってきた。

また、自動車販売協会や自動車整備協会など関係業界に対しても、無許可業者への廃自動車の処理委託を行わないこと等について、連絡会議や文書を通して要請してきたところである。

しかしながら、このような行政指導に従わず許可を取得しない業者がいることから、平成13年10月には「自動車解体業等における廃自動車等の無許可及び不適正処理に係る対応方針」を策定し、全県的に統一した対応を行っている。

県は、同方針に基づき、行政指導を無視し無許可営業を続ける業者に対しては、警告書、措置命令を交付、さらに悪質な事案については告発を行う

等、厳正に対処することとしており、現在、大量保管業者等を重点に警告書や措置命令を発するなどの行政措置を講じているところである。

さらに、平成15年5月には、警察本部生活安全部と文化環境部が合同で「美ら島環境クリーン作戦本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄等の事案に対して、確実な原状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査を行ない対策強化に取り組んでいるところである。

ウ 公共関与事業の検討

県内の処理業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場は、ここ10年来、新たな施設の立地がないことからひっ迫してきており、産業廃棄物の適正処理体制の確保が重要な課題となっている。

産業廃棄物処理施設の整備は、排出事業者の処理責任の下に行うことが基本であるが、その立地に対する住民の理解と協力を得ることが厳しい状況になっていることから、公共の関与が求められている。

公共関与による処理施設の整備、運営については、排出事業者等の関係団体との合意形成や事業主体の形態、用地、財源の確保など、多くの課題があることから、これまで、公共関与事業に関する調査研究を行うとともに、平成15年度においては、建設業協会や工業連合会等の排出事業者団体、産業廃棄物協会、並びに県、市町村の関係者で構成する「産業廃棄物の適正処理推進に関する研究会」を設置し、現状や課題を踏まえて最終処分場等の確保に関する基本的なあり方について検討してきたところである。

今後、同研究会の成果を踏まえ、産学官の有識者からの意見や提言等を反映させながら、公共関与事業に関する具体的な方策の検討を進めることとしている。

エ 島しょ型ゼロエミッション推進事業

県では、廃棄物の減量化や資源化対策等を推進し、自然環境と社会経済活動との調和を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組んでいるところである。

このような中、沖縄特別振興対策調整費を活用し、「島しょ型ゼロエミッション推進事業」を2年間実施することとしており、平成15年度は産業廃棄物管理型最終処分場へ持ち込まれる廃棄物を、リサイクル可能な資材へ選別する実証事業を行うこととしている。

同事業の推進により、新たなリサイクル産業等の静脈産業が創出されるとともに、管理型最終処分場の延命化が図られ、廃棄物の適正処理の推進が期待される。

第2節 一般廃棄物

1 県内におけるごみ処理

(1) ごみ処理の状況

一般廃棄物（ごみ）は、家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。ごみは、市町村に適正処理に必要な措置を講じる責務があり、それぞれ一般廃棄物処理計画を定め、これに従ってごみの収集、運搬、処分（再生を含む）を行っている。

ごみの総排出量

平成13年度における県内のごみ（粗大ごみを含む）の総排出量は、488,059 t（1,337 t / 日）で、前年度の501,049 t（1,373 t / 日）に比べ2.6%減少した。そのうち、465,786 t（1,276 t / 日）<95.4%>が計画収集、22,057 t（60 t / 日）<4.5%>が直接搬入され、216 t（0.6 t / 日）<0.0%>が自家処理されている。

なお、県民1人当たりのごみ排出量は994g / 人・日で、前年度に比べ3.2%減少している。

また、その他に、市町村の支援を受けた自治会等の民間団体による資源回収量が4,063 t（11 t / 日）となっている。（第1表）

ごみの処理状況

収集されたごみの処理は、第1図の流れで行われている。処理の内訳としては、385,120 t（1,055 t / 日）<78.2%>が焼却施設で直接焼却、42,071 t（115 t / 日）<8.5%>が直接埋立処分され、その他65,107 t（178 t / 日）<12.5%>が焼却以外の中間処理施設で処理されている。なお、総資源化量は50,262 t（138 t / 日）（リサイクル率10.9%）となっている。

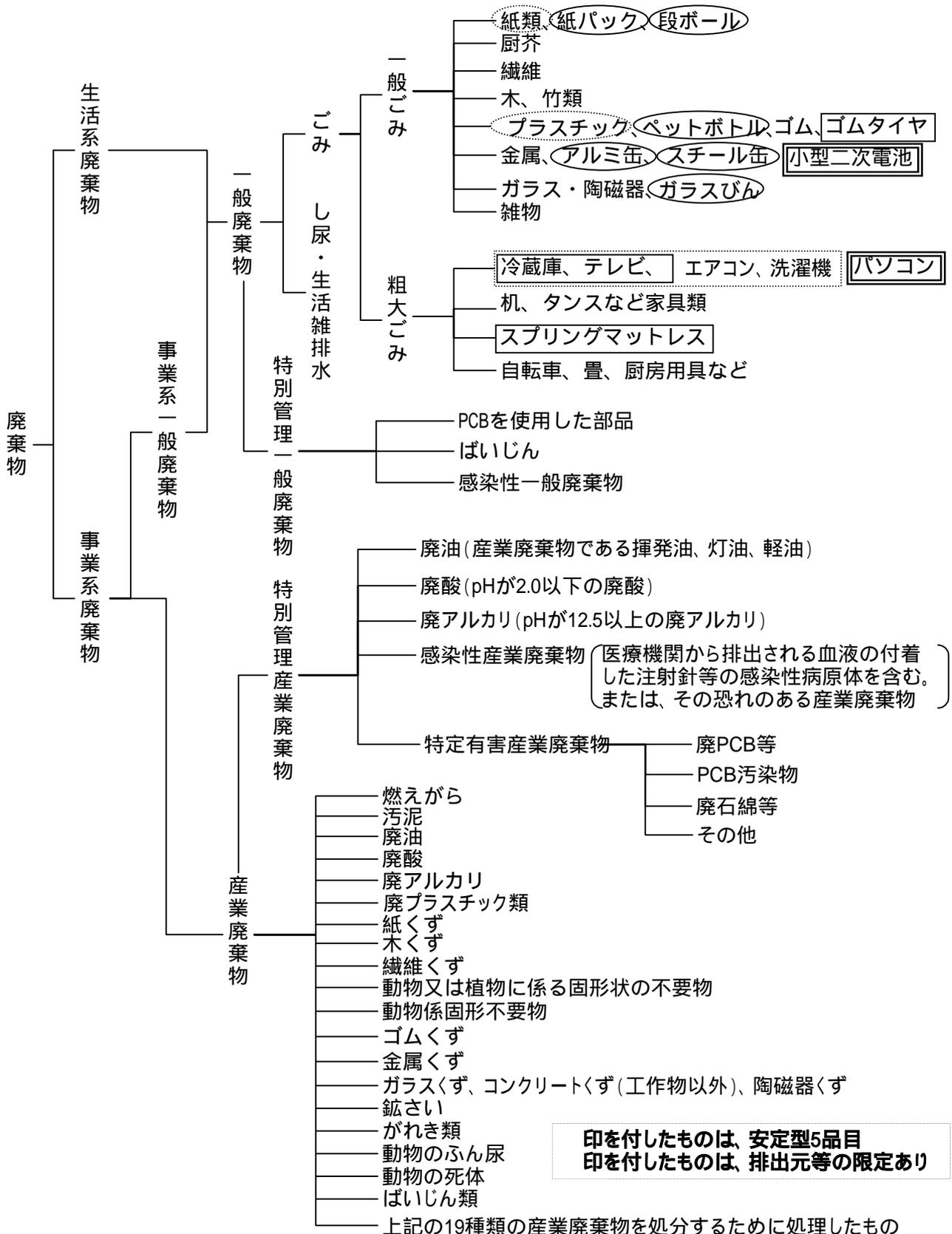
（第1図、第2表、第3表）

(2) ごみの形態別収集量・率

平成13年度におけるごみの形態別の収集状況は、市町村等によるものが68.2%（うち直営11.5%、委託56.7%）で、許可業者によるものが31.8%となっている（第4表）

廃棄物の分類

- : 適正処理困難物
- : 家電リサイクル法対象 (H13.4)
- : 容器包装リサイクル法対象 (H9.4)
- : 容器包装リサイクル法一部対象 (H12.4)
- : 資源有効利用促進法 指定再資源化製品 (H15.10)



印を付したものは、安定型5品目
 印を付したものは、排出元等の限定あり

第1表 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	計画 収集量	直接 搬入量	自家 処理量	ごみ 総排出量	団体 回収量	排出量	総人 口 (人)	計画収集 人口(人)	1人1日 当たりの ごみ排出量 (g/人・日)
昭和 53	298,547 (818)	32,953 (90)	16,303 (45)	347,803 (953)	- (-)	- (-)	1,082,466	1,065,124	880
" 54	299,327 (820)	27,218 (75)	17,517 (48)	344,062 (943)	- (-)	- (-)	1,117,583	1,113,915	841
" 55	289,870 (794)	28,740 (79)	1,758 (5)	320,368 (878)	- (-)	- (-)	1,128,241	1,125,544	778
" 56	299,334 (820)	26,972 (74)	1,358 (4)	327,664 (898)	- (-)	- (-)	1,137,690	1,137,690	789
" 57	289,310 (793)	29,464 (81)	2,381 (7)	321,155 (880)	- (-)	- (-)	1,149,794	1,149,794	765
" 58	300,316 (823)	23,639 (65)	2,351 (6)	326,306 (894)	- (-)	- (-)	1,164,186	1,164,186	766
" 59	299,061 (819)	25,744 (71)	1,271 (3)	326,076 (893)	- (-)	- (-)	1,178,742	1,178,742	758
" 60	312,410 (856)	26,115 (72)	991 (3)	339,516 (930)	- (-)	- (-)	1,195,106	1,195,106	778
" 61	343,496 (941)	27,266 (75)	1,944 (5)	372,706 (1,021)	- (-)	- (-)	1,208,500	1,208,500	845
" 62	365,183 (1,001)	30,441 (83)	1,095 (3)	396,719 (1,087)	- (-)	- (-)	1,220,160	1,220,160	888
" 63	379,563 (1,040)	28,743 (79)	1,414 (4)	409,720 (1,123)	- (-)	- (-)	1,229,489	1,229,489	913
平成元	403,105 (1,104)	29,051 (80)	1,204 (3)	433,360 (1,187)	- (-)	- (-)	1,237,134	1,237,134	960
" 2	413,592 (1,133)	26,817 (73)	1,017 (2)	441,426 (1,209)	- (-)	- (-)	1,242,908	1,242,906	973
" 3	419,340 (1,149)	33,524 (92)	2,119 (6)	454,983 (1,247)	- (-)	- (-)	1,248,081	1,248,081	996
" 4	419,991 (1,151)	43,006 (118)	1,925 (5)	464,922 (1,274)	- (-)	- (-)	1,255,972	1,255,972	1,014
" 5	427,316 (1,171)	50,836 (139)	752 (2)	478,904 (1,312)	4,051 (11)	- (-)	1,264,974	1,264,974	1,037
" 6	441,463 (1,210)	50,144 (137)	482 (1)	492,089 (1,348)	3,805 (10)	- (-)	1,276,799	1,276,799	1,056
" 7	437,401 (1,198)	49,171 (135)	459 (1)	487,031 (1,334)	4,815 (13)	- (-)	1,286,898	1,281,993	1,034
" 8	448,967 (1,230)	42,255 (116)	544 (1)	491,766 (1,347)	6,176 (17)	497,398 (1,363)	1,295,762	1,290,351	1,040
" 9	450,788 (1,235)	41,929 (115)	1,393 (4)	494,110 (1,354)	6,473 (18)	499,190 (1,368)	1,304,476	1,298,990	1,038
" 10	464,299 (1,272)	38,314 (105)	304 (1)	502,917 (1,378)	5,701 (16)	508,314 (1,393)	1,313,728	1,308,245	1,049
" 11	475,172 (1,298)	31,843 (87)	315 (1)	507,330 (1,386)	5,490 (15)	512,505 (1,400)	1,324,987	1,320,035	1,046
" 12	479,924 (1,315)	21,095 (58)	30 (0)	501,049 (1,373)	5,714 (16)	506,733 (1,388)	1,337,443	1,333,766	1,026
" 13	465,786 (1,315)	22,057 (58)	216 (0)	488,059 (1,373)	4,063 (16)	491,906 (1,388)	1,345,801	1,342,122	994

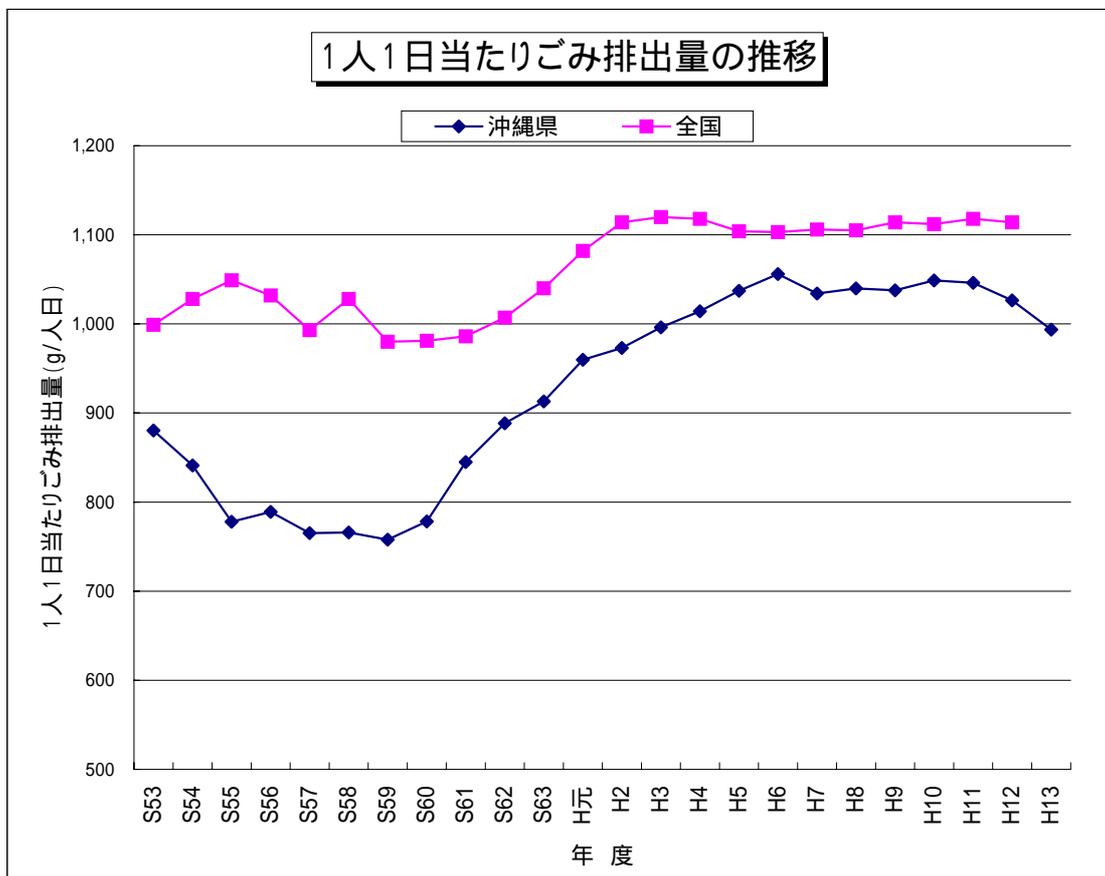
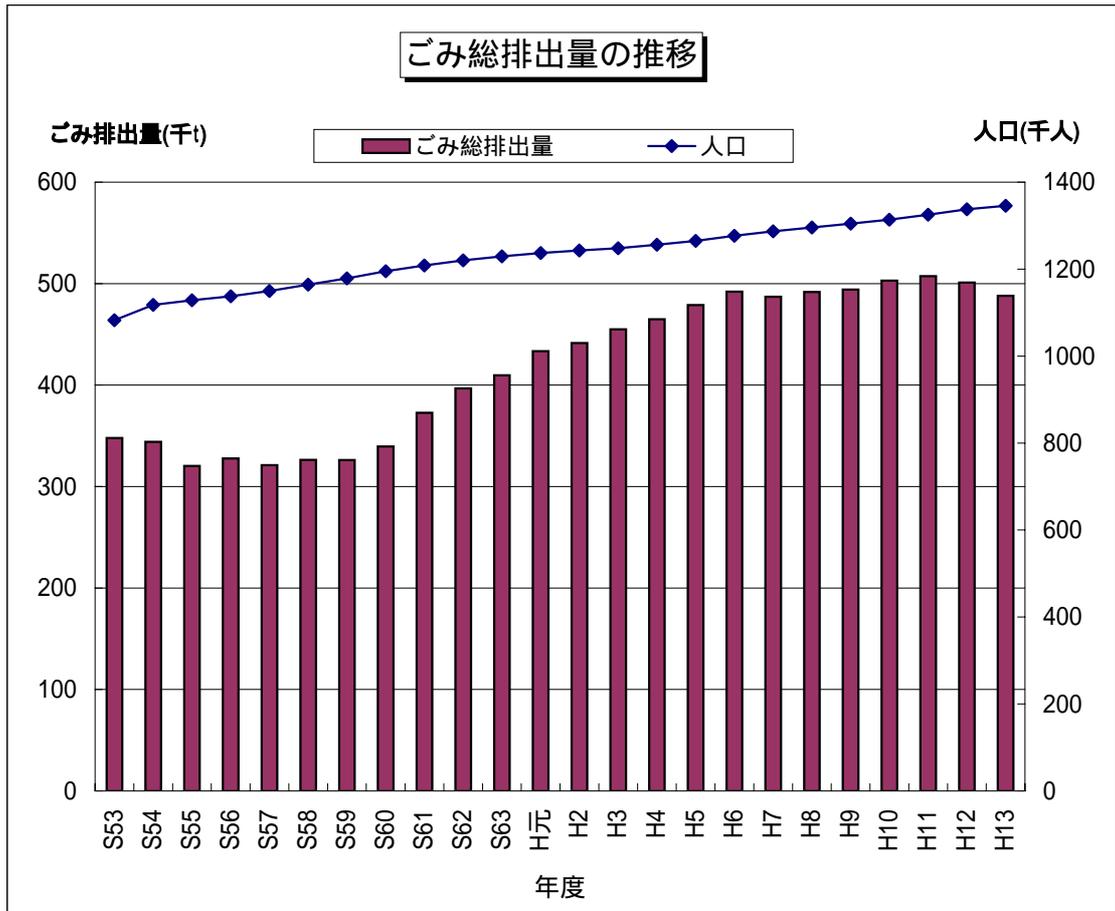
注)・「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「自家処理量」である。

・「排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「団体回収量」である。

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」においては、一般廃棄物の排出量を「計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量(団体回収量)」と定義している。

・1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+自家処理量)÷(計画収集人口+自家処理人口)÷365又は366

・四捨五入により合計が一致しない場合がある。



第2表 収集ごみの処理状況の推移

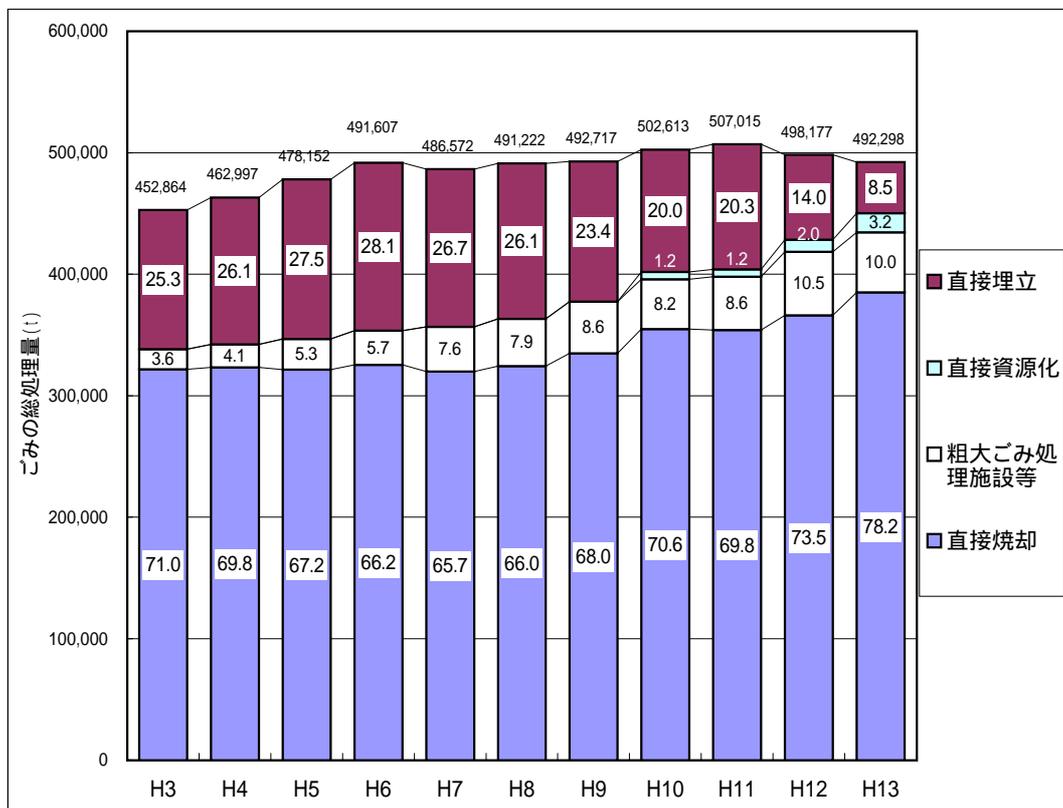
(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	ごみの 総処理量	直接焼却	直接埋立	堆肥化飼料	粗大ごみ処理 施設等	直接資源化	減量 処理率
" 3	452,864 (1,240.7)	321,689 (881.3)	114,695 (314.2)	0 (0.0)	16,480 (45.2)		74.7%
" 4	462,997 (1,268.5)	323,146 (885.3)	120,815 (331.0)	0 (0.0)	19,036 (52.2)		73.9%
" 5	478,152 (1,310.0)	321,423 (880.6)	131,556 (360.4)	0 (0.0)	25,173 (69.0)		72.5%
" 6	491,607 (1,346.8)	325,312 (891.2)	138,227 (378.6)	0 (0.0)	28,068 (77.0)		71.9%
" 7	486,572 (1,333.0)	319,853 (876.3)	129,918 (355.9)	0 (0.0)	36,801 (100.8)		73.3%
" 8	491,222 (1,345.8)	324,188 (888.2)	128,048 (350.8)	0 (0.0)	38,986 (106.8)		73.9%
" 9	492,717 (1,349.9)	334,880 (917.5)	115,357 (316.0)	0 (0.0)	42,480 (116.4)		76.6%
" 10	502,613 (1,377.0)	354,679 (971.7)	100,665 (275.8)	0 (0.0)	41,212 (112.9)	6,057 (16.6)	80.0%
" 11	507,015 (1,385.3)	353,956 (967.1)	102,941 (281.3)	0 (0.0)	43,851 (119.8)	6,255 (17.1)	79.7%
" 12	498,177 (1,364.9)	366,224 (1,003.4)	69,674 (190.9)	0 (0.0)	52,294 (143.3)	9,985 (27.4)	86.0%
" 13	492,298 (1,348.8)	385,120 (1,055.1)	42,071 (115.3)	0 (0.0)	49,279 (135.0)	15,828 (43.4)	91.5%

注) 直接埋立は焼却残渣等の埋立量を除く。

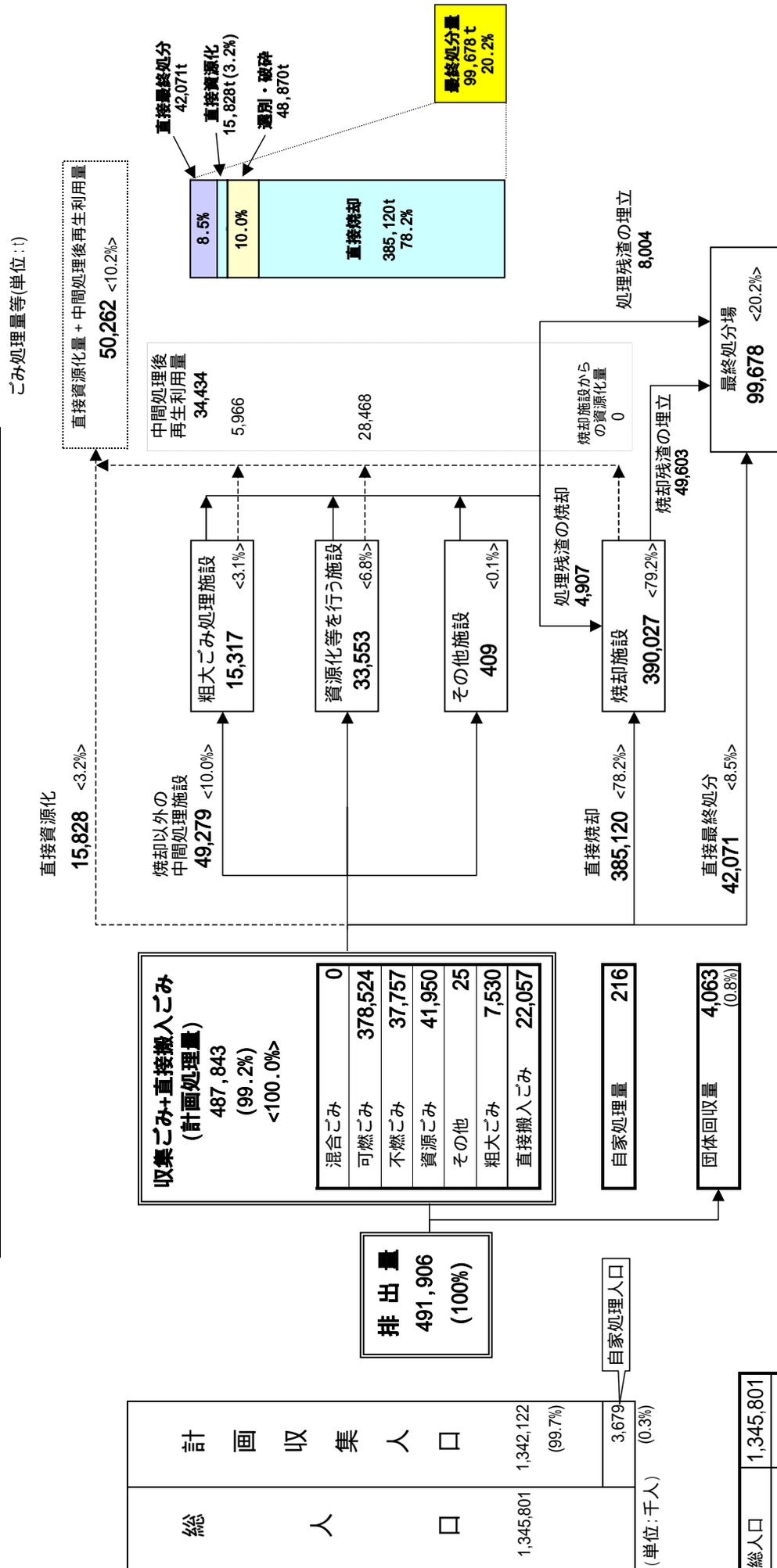
・「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量であり、平成10年度より新たに設けられた項目である。

・減量処理率 = ((直接焼却量) + (資源化等の中間処理量) + (直接資源化量)) ÷ (ごみの総処理量) × 100



注) グラフ中の数値は構成比率 (%) を示す

第1図 ごみ処理フローシート・ごみ処理の状況(平成13年度実績)



処理施設と処理能力(平成13年度未までの着工ベース)

種別	施設	施設数	処理能力
焼却施設	32カ所	1,584 t/日	
全連続焼却式	3カ所	650 t/日	
準連続焼却式	7カ所	550 t/日	
機械化バッチ式	18カ所	373 t/日	
固定バッチ式	4カ所	11 t/日	
最終処分場	11カ所	2,183 千m ³	

- ・収集ごみ = + + + + + = 465,786 t/年
- ・収集ごみ + 直接搬入ごみ = + + + + + = 487,843 t/年 (計画処理量)
- ・ごみ総排出量 = + + + + + = 488,059 t/年
- ・1人1日当たり排出量 = (+ + + + +) / 総人口 = 994 g/日・人
- ・ごみの総処理量 = + + + + + = 492,298 t/年
- ・総資源化量 = + = 54,325 t/年
- ・リサイクル率 = (+) / (+ + + + +) = 10.9 %

収集ごみ+直接搬入ごみ (計画処理量)	
混合ごみ	0
可燃ごみ	378,524
不燃ごみ	37,757
資源ごみ	41,950
その他	25
粗大ごみ	7,530
直接搬入ごみ	22,057

自家処理量	216
-------	-----

団体回収量	4,063 (0.8%)
-------	--------------

排出量	491,906 (100%)
-----	----------------

総人口	1,345,801
計画収集人口	1,342,122 (99.7%)
自家処理人口	3,679 (0.3%)

(単位:千人)

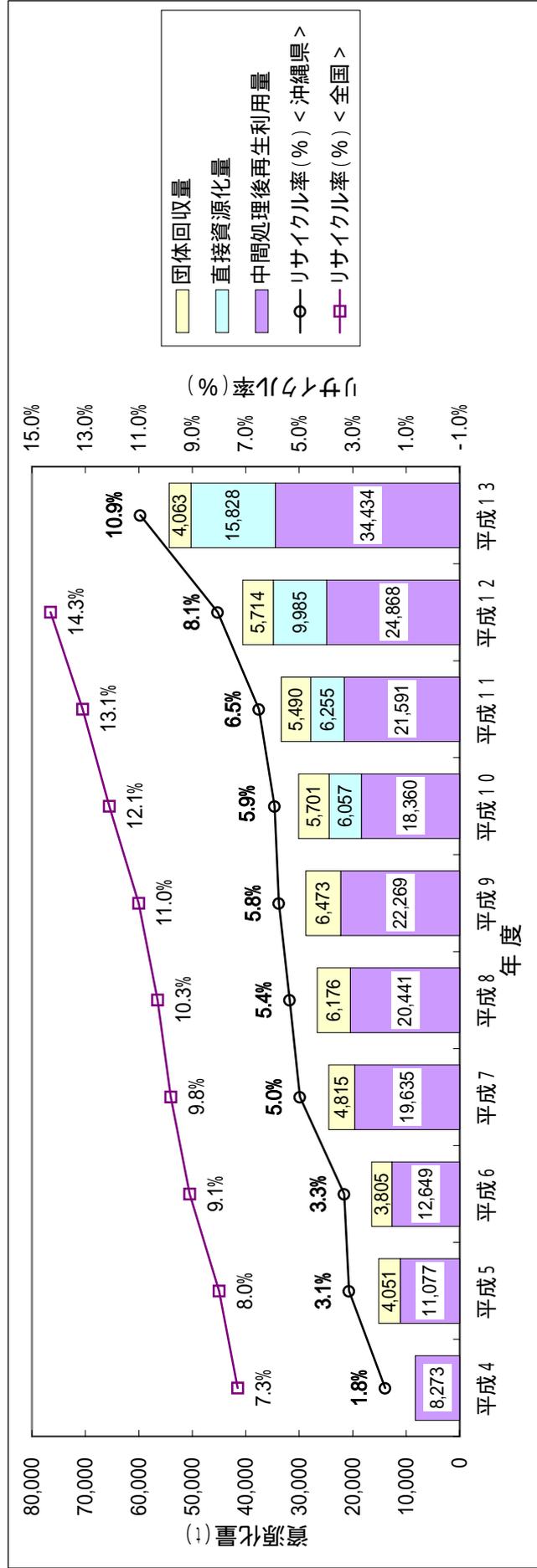
総人口	1,345,801
計画収集人口	1,342,122
自家処理人口	3,679

第3表 総資源化量とリサイクル率の推移

(単位:t/年)

年度	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
市町村等によるごみの資源化量	8,273	11,077	12,649	19,635	20,441	22,269	24,417	27,846	34,853	50,262
中間処理後再生利用量	8,273	11,077	12,649	19,635	20,441	22,269	18,360	21,591	24,868	34,434
直接資源化量							6,057	6,255	9,985	15,828
団体回収量		4,051	3,805	4,815	6,176	6,473	5,701	5,490	5,714	4,063
資源化量合計	8,273	15,128	16,454	24,450	26,617	28,742	30,118	33,336	40,567	54,325
ごみの総処理量	462,997	478,152	491,607	486,572	491,222	492,717	502,613	507,015	498,177	492,298
ごみの総排出量	464,922	478,904	492,089	487,031	491,766	494,110	502,917	507,330	501,049	488,059
リサイクル率(%) < 沖縄県 >	1.8%	3.1%	3.3%	5.0%	5.4%	5.8%	5.9%	6.5%	8.1%	10.9%
リサイクル率(%) < 全国 >	7.3%	8.0%	9.1%	9.8%	10.3%	11.0%	12.1%	13.1%	14.3%	14.3%

注) ・ 「中間処理後再生利用量」とは、資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量である。
 ・ 「団体回収量」とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量をいり、ごみの総排出量に含めていない。
 ・ 平成9年度までは、「直接資源化量」は「中間処理後再生利用量」に計上されていたと思われる。
 ・ リサイクル率(%) = [直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 団体回収量] ÷ [ごみの総処理量 + 団体回収量]



第4表 ごみの形態別収集量・率の推移

区分	昭和61		昭和62		昭和63		平成元		平成2		平成3		平成4		平成5	
	収集量	率														
地方公共 団体に よるもの	82,826	24.1%	83,055	22.7%	78,045	20.6%	79,679	19.8%	89,805	22.8%	82,702	20.1%	80,297	19.5%	79,971	19.1%
	175,482	51.1%	190,199	52.1%	201,977	53.2%	209,967	52.1%	189,954	48.1%	211,284	51.5%	213,906	51.9%	220,105	52.5%
許可業者に よるもの	85,188	24.8%	91,918	25.2%	99,516	26.2%	113,459	28.1%	114,782	29.1%	116,648	28.4%	117,669	28.6%	119,514	28.5%
計	343,496	100.0%	365,172	100.0%	379,538	100.0%	403,105	100.0%	394,541	100.0%	410,634	100.0%	411,872	100.0%	419,590	100.0%

区分	平成6		平成7		平成8		平成9		平成10		平成11		平成12		平成13	
	収集量	率														
地方公共 団体に よるもの	76,918	17.7%	86,570	20.2%	75,094	17.1%	78,985	17.5%	65,537	14.1%	61,633	13.0%	54,217	11.3%	53,676	11.5%
	227,774	52.5%	226,154	52.6%	229,552	52.2%	236,872	52.5%	257,578	55.5%	265,824	55.9%	274,927	57.3%	264,136	56.7%
許可業者に よるもの	128,827	29.7%	116,830	27.2%	135,319	30.8%	134,931	29.9%	141,184	30.4%	147,715	31.1%	150,780	31.4%	147,974	31.8%
計	433,519	100.0%	429,554	100.0%	439,965	100.0%	450,788	100.0%	464,299	100.0%	475,172	100.0%	479,924	100.0%	465,786	100.0%

注)粗大ごみの計画収集量も含む。

2 県内におけるし尿処理

(1) し尿処理の状況

し尿とは、し尿に関する一般廃棄物を総合的に指し、生し尿、くみ取りし尿、浄化槽清掃汚泥等があるが、いずれも一括してし尿処理施設で処理可能である。

し尿計画収集人口

非水洗化計画収集人口（計画収集人口＋自家処理人口）は、復帰後の水洗化人口（下水道人口＋浄化槽人口）の増加に伴い、年々減少傾向を示している。平成13年度における非水洗化人口は135,938人で、前年比1.7%の微増となっている。（第2図）

し尿の収集状況（1日当たり）

平成13年度において県内で排出されたし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり390klとなっている。そのうち、387kl（99%）が計画収集され、5kl（1%）が自家処理されている。（第5表）

し尿の処理状況（1日当たり）

収集されたし尿の処理は、第3図の流れで行われている。平成13年度は、1日当たり293kl（75%）がし尿処理施設で処理され、41kl（11%）が海洋投入、34kl（9%）が農村還元、17kl（4%）が下水道投入され、1kl（0%）がその他の方法で処理されている。（第3、4図）

し尿の収集量・自家処理量（1日当たり）の推移

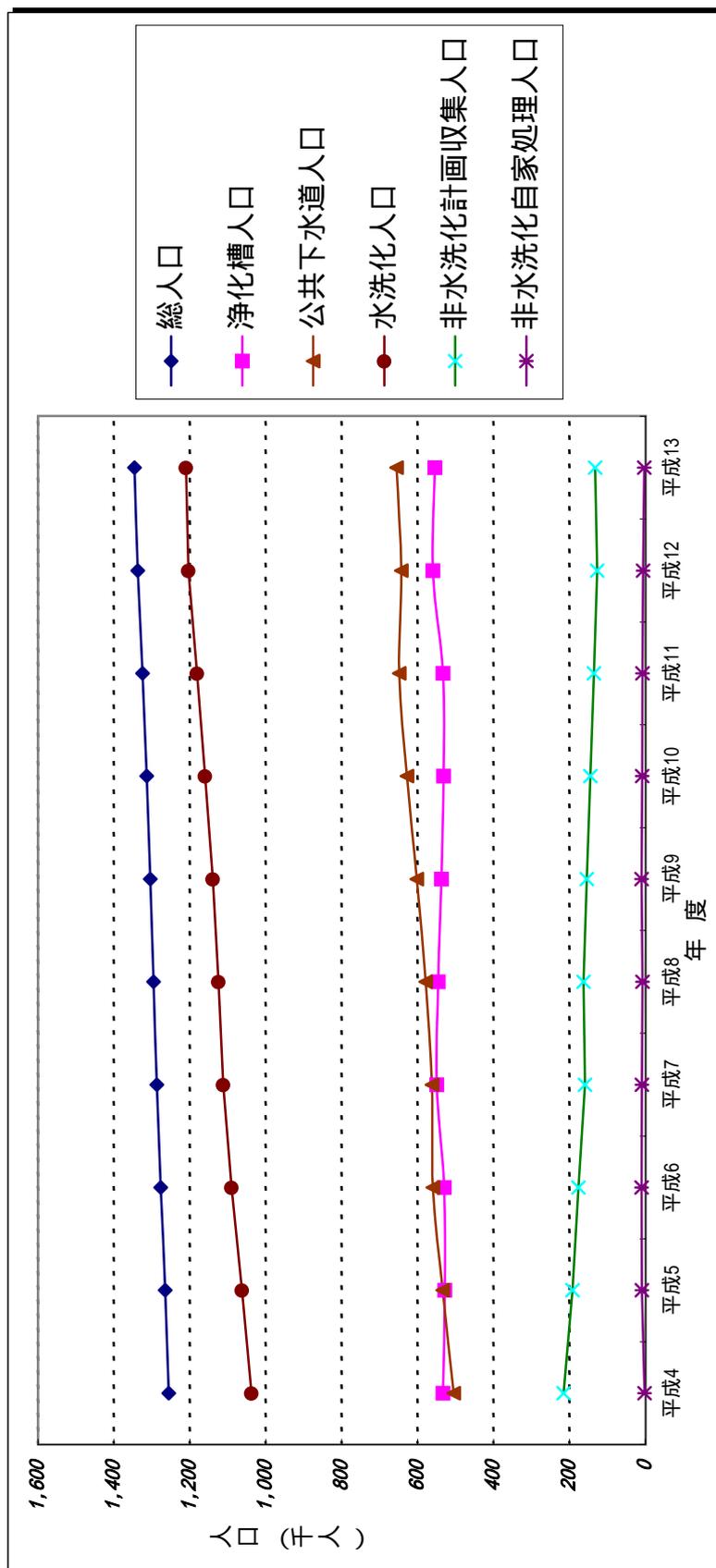
し尿の計画収集量は頭打ちになり、減少傾向を示しているが、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に伴い浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある。（第6表）

(2) し尿の形態別収集量・率

平成13年度におけるし尿の形態別の収集状況は、市町村等によるものが5.7%（うち直営1.8%、委託3.9%）で、許可業者のよるものが94.4%となっている。（第7表）

第2図 計画処理区域内人口等の推移

年 度	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
総人口	1,255,972	1,264,974	1,276,799	1,286,898	1,295,782	1,304,476	1,313,728	1,324,987	1,337,443	1,345,801
浄化槽人口	532,961	528,625	530,222	550,073	545,760	537,135	531,550	533,137	560,329	554,514
公共下水道人口	505,017	534,498	560,264	562,303	579,201	602,425	628,544	648,300	643,505	655,349
水洗化人口	1,037,978	1,063,123	1,090,486	1,112,376	1,124,961	1,139,560	1,160,094	1,181,437	1,203,834	1,209,863
非水洗化計画収集人口	215,894	192,102	176,284	158,850	163,233	154,837	145,085	135,414	127,223	132,529
非水洗化自家処理人口	2,100	9,749	10,029	9,431	7,568	10,079	8,549	8,136	6,386	3,409

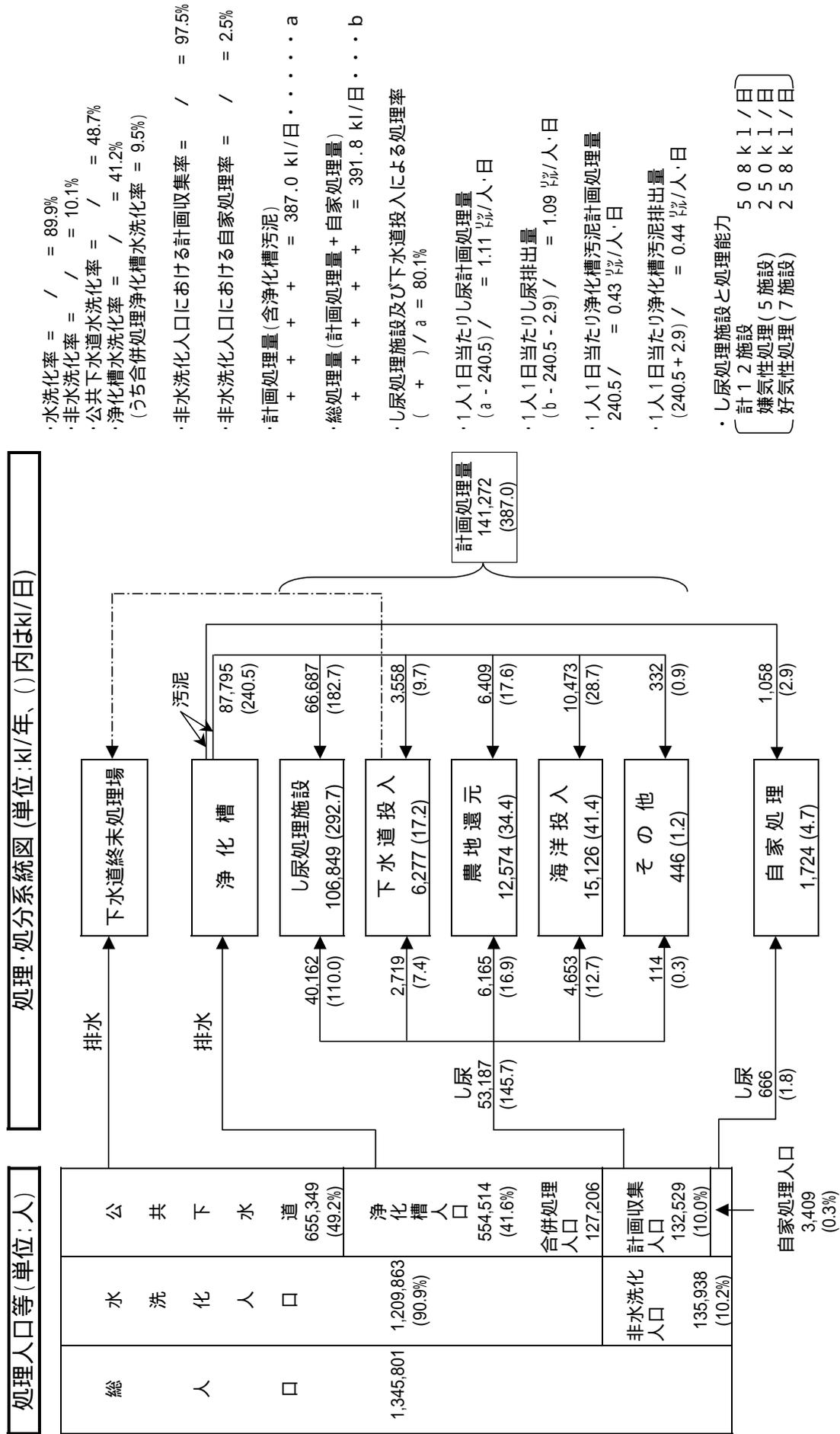


第5表 し尿処理の推移

年度		平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13										
県人口(人)		1,255,972	1,264,974	1,276,799	1,286,898	1,295,782	1,304,476	1,313,728	1,324,987	1,337,443	1,345,801										
計画処理区域内人口(人)		1,255,972	1,264,974	1,276,799	1,286,898	1,295,782	1,304,476	1,313,728	1,324,987	1,337,443	1,345,801										
水洗化人口	公共下水道(人)	505,017	534,498	560,264	562,303	579,201	602,425	628,544	648,300	643,505	655,349										
	浄化槽(人)	532,961	528,625	530,222	550,073	545,760	537,135	531,670	533,137	560,329	554,514										
	計(人)	1,037,978	1,063,123	1,090,486	1,112,376	1,124,961	1,139,560	1,160,214	1,181,437	1,203,834	1,209,863										
非水洗化人口	計画収集人口(人)	215,894	192,102	176,284	158,850	163,233	154,837	144,965	135,414	127,659	132,529										
	自家処理人口(人)	2,100	9,749	10,029	9,431	7,568	10,079	8,549	8,136	5,950	3,409										
	計(人)	217,994	201,851	186,313	168,281	170,801	164,916	153,514	143,550	133,609	135,938										
計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kl/日)		386	100%	383	100%	365	100%	378	100%	382	100%	373	100%	359	100%	360	100%	374	100%	390	100%
くみ取りし尿総量の内訳	下水道マンホール投入(kl/日)	13	3%	14	4%	13	4%	14	4%	14	4%	14	4%	15	4%	16	4%	19	5%	17	4%
	し尿処理施設(kl/日)	240	62%	235	61%	232	64%	253	67%	262	69%	263	71%	255	71%	262	73%	285	76%	293	75%
	農村還元(kl/日)	31	8%	26	7%	22	6%	28	7%	22	6%	20	5%	21	6%	20	6%	16	4%	34	9%
	海洋投入(kl/日)	81	21%	78	20%	73	20%	65	17%	63	17%	60	16%	56	16%	47	13%	47	13%	41	11%
	その他(kl/日)	8	2%	15	4%	13	4%	2	1%	2	1%	4	1%	1	0%	2	1%	2	1%	1	0%
	計(kl/日)	373	97%	368	96%	353	97%	362	96%	363	95%	361	97%	348	97%	348	97%	369	99%	387	99%
自家処理(kl/日)		13	3%	15	4%	12	3%	16	4%	19	5%	12	3%	11	3%	12	3%	5	1%	5	1%
一人一日当りの排出量	沖縄県	くみ取りし尿(l/人日)	1.06	1.12	1.08	1.16	1.15	1.01	0.98	1.03	1.14	1.08									
		浄化槽汚泥(l/人日)	0.29	0.29	0.31	0.31	0.34	0.36	0.39	0.40	0.40	0.44									
	全国	くみ取りし尿(l/人日)	1.70	1.76	1.79	1.84	1.94	1.99	2.06	2.10	2.16	-									
		浄化槽汚泥(l/人日)	0.99	1.02	1.04	1.06	1.10	1.13	1.15	1.17	1.19	-									

注)・くみ取りし尿総量 :くみ取りし尿+浄化槽汚泥量
 ・「し尿処理施設」 :嫌気性消化処理、化学処理、好気性処理及び湿式参加処理方式等によりし尿を処理する施設である。
 ・「海洋投入」 :収集したし尿または浄化槽汚泥を海洋に投入するもの。
 ・「農地還元」 :収集したし尿または浄化槽汚泥を農地に還元するものをいい、肥料として使用しているもの。

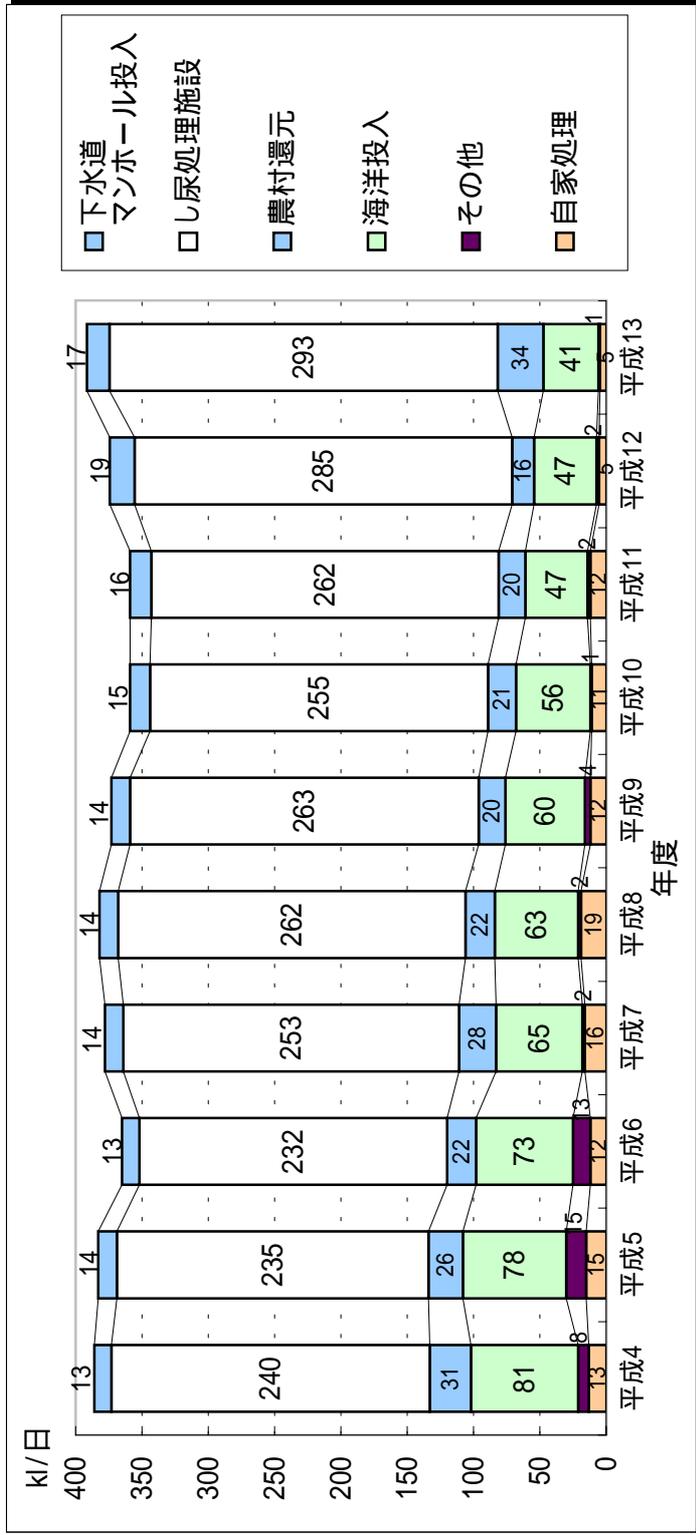
第3図 し尿処理フローシート・し尿処理の状況 (平成13年度)



第4図 くみ取りし尿の処理方法の推移

(単位:k/日)

年度	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
下水道マンホール投入	13	14	13	14	14	14	15	16	19	17
し尿処理施設	240	235	232	253	262	263	255	262	285	293
農村還元	31	26	22	28	22	20	21	20	16	34
海洋投入	81	78	73	65	63	60	56	47	47	41
その他	8	15	13	2	2	4	1	2	2	1
自家処理	13	15	12	16	19	12	11	12	5	5



第6表 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kl/日)			自家処理量 (kl/日)			合計 (kl/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿	浄化槽 汚泥
平成 3	221	126	347	18	2	20	367	92.5%	98.4%
" 4	219	154	373	12	1	13	386	94.8%	99.4%
" 5	213	155	368	14	1	15	383	93.8%	99.4%
" 6	191	162	353	11	1	12	365	94.6%	99.4%
" 7	192	170	362	10	5	15	377	95.0%	97.1%
" 8	184	179	363	12	7	19	382	93.9%	96.2%
" 9	172	189	361	9	3	12	373	95.0%	98.4%
" 10	146	203	349	6	5	11	360	96.1%	97.6%
" 11	140	207	347	8	4	12	359	94.6%	98.1%
" 12	151	218	369	1	4	5	374	99.3%	98.2%
" 13	146	241	386	2	3	5	391	98.8%	98.8%

$= (A)/(A)+(C)$ 、 $= (B)/(B)+(D)$

第7表 し尿の形態別収集量・率の推移

(単位:k.l/年)

区分	昭和63		平成元		平成2		平成3		平成4		平成5		平成6	
	年度	直営												
地方公共 団体によ るもの	830	0.6%	1,262	0.9%	1,427	1.1%	2,781	2.2%	4,313	3.2%	573	0.4%	4	0.0%
	8,890	6.6%	3,025	2.2%	2,655	2.0%	5,971	4.7%	3,669	2.7%	6,441	4.8%	6,151	4.8%
許可業者 によるもの	125,306	92.8%	133,408	96.9%	130,948	97.0%	117,793	93.1%	128,041	94.1%	127,317	94.8%	122,491	95.2%
計	135,026	100.0%	137,695	100.0%	135,030	100.0%	126,545	100.0%	136,023	100.0%	134,331	100.0%	128,646	100.0%

区分	平成7		平成8		平成9		平成10		平成11		平成12		平成13	
	年度	直営												
地方公共 団体によ るもの	43	0.0%	87	0.1%	80	0.1%	0	0.0%	130	0.1%	282	0.2%	2,395	1.8%
	5,942	4.5%	4,850	3.7%	4,732	3.6%	11,935	9.4%	12,538	9.9%	9,760	7.2%	5,479	3.9%
許可業者 によるもの	126,048	95.5%	127,503	96.3%	127,007	96.3%	115,206	90.6%	114,573	90.0%	125,017	92.6%	133,108	94.4%
計	132,033	100.0%	132,440	100.0%	131,819	100.0%	127,141	100.0%	127,241	100.0%	135,059	100.0%	140,982	100.0%

注) 収集量には、浄化槽汚泥も含む。

3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) ごみ処理施設の整備状況

平成15年12月末現在の整備状況は、第8～11表のとおりで、稼働中のごみ焼却施設が26施設（1,533t/日）、粗大ごみ処理施設が8施設（163t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が12施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）が11施設整備されている。

しかし、竹富町等6町村はごみ焼却施設が未整備であり、浦添市等32市町村は最終処分場が未整備であるか、または、遮水工や污水处理施設のない不適正な最終処分場を使用している。

今後は、県が平成10年度に策定した沖縄県ごみ処理広域化計画に基づき、地域の特性及び実状を勘案した施設整備を促進する必要がある。

(2) ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度測定状況

各ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は、第12表のとなっている。

平成15年12月現在、県内32箇所のごみ焼却施設のうち、26施設（46市町村）はダイオキシン類排出基準等に対応して稼働しており、伊是名村など残る4施設（4町村）は、平成14年12月から休止又は廃止し、他市町村への委託等で対応しつつ、建て替えなどの対策を進めている。

(3) し尿処理施設の整備状況

平成15年12月末現在の整備状況は、第13表のとおり、し尿処理施設は12施設（508kl/日）整備されており、他の市町村においても、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進が図られている。

今後は、下水道等の整備計画との整合性を図りつつ、浄化槽汚泥や生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理する汚泥再生処理センターを整備する必要がある。

表8表 ごみ処理施設整備状況

平成15年12月末現在

実施主体	構成市町村	規模(t/日)	処理方式	着工年月	総事業費 (千円)	備 考
	所在地	炉の形態		竣工年月		
1 倉浜衛生施設組合 (第2工場)	沖縄市、宜野湾市、北谷町	100	準連続	S49.10	984,282	
	沖縄市倉敷152	50 t / 16h × 2 炉	S51.3			
2 中部北環境施設組合 (具志川工場)	具志川市	57	機械化バッチ	S50.6	643,528	
	具志川市字栄野比1211	28.5 t / 8h × 2 炉	S51.3			
3 宮古清掃施設組合	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町	60	準連続	S51.9	492,044	
	平良市字西仲宗根565-1	30 t / 16h × 2 基	S52.7			
4 名護市	名護市	40	機械化バッチ	S51.11	672,700	
	名護市字宇茂佐1710-3	20 t / 8h × 2 基	S52.12			
5 中部北環境施設組合 (東西工場)	石川市、恩納村	40	機械化バッチ	S52.8	526,420	
	石川市字伊波1553-29	20 t / 8h × 2 基	S54.3			
6 島尻消防清掃組合	知念村、玉城村、大里村、東風平町、具志頭村	40	機械化バッチ	S51.8	600,653	防衛施設庁 予算
	玉城村字奥武宇和城原996	20 t / 8h × 2 炉	S55.3			
7 中部北環境施設組合 (与勝工場)	与那原町、勝連町	30	機械化バッチ	S52.2	453,285	防衛施設庁 予算
	勝連町字内間2675-1	15 t / 8h × 2 基	S55.3			
8 那覇市	那覇市、南風原町	300	全連続	S54.9	3,515,978	
	南風原町字新川641	150 t / 24h × 2 基	S57.1			
9 倉浜衛生施設組合 (第3工場)	沖縄市、宜野湾市、北谷町	120	準連続	S55.10	1,840,271	
	沖縄市倉敷152	60 t / 16h × 2 炉	S57.3			
10 浦添市	浦添市	150	全連続	S55.10	2,349,961	
	浦添市字勢理客555-25	75 t / 24h × 2 基	S57.12			
11 国頭村	国頭村	15	機械化バッチ	S57.9	348,757	
	国頭村字辺土名山地名原479-1外13	7.5 t / 8h × 2 基	S58.3			
12 東部清掃施設組合	西原町、与那原町、佐敷町	90	準連続	S58.4	1,938,501	
	与那原町字板良敷1612	45 t / 16h × 2 炉	S60.3			
13 金武地区消防清掃組合	金武町、宜野座村	20	機械化バッチ	S59.2	386,956	
	宜野座村字漢那2536-23	10 t / 8h × 2 基	S60.12			
14 久米島町	久米島町	20	機械化バッチ	S63.10	504,952	
	久米島町字阿嘉297-133	10 t / 8h × 2 基	H2.3			
15 石垣市	石垣市	80	準連続	H7.3	2,829,941	
	石垣市字平得大俣1273-439	40 t / 16h × 2 炉	H9.10			
16 本部町今帰仁村清掃 施設組合	本部町、今帰仁村	40	機械化バッチ	H7.9	999,499	
	本部町字北里182	20 t / 8h × 2 炉	H10.3			
17 糸満市豊見城市清掃 施設組合	糸満市、豊見城市	200	全連続	H7.12	9,179,278	
	糸満市字束里74-1	100 t / 24h × 2 炉	H10.3			
18 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	70	準連続	H7.2	2,887,221	
	嘉手納町字久得242-1	35 t / 16h × 2 炉	H10.3			
19 座間味村	座間味村(阿嘉島)	3	機械化バッチ	H9.4	344,400	
	座間味村阿嘉島地内	3 t / 8h × 1 炉	H10.3			
20 渡嘉敷村	渡嘉敷村	4	機械化バッチ	H10.9	686,368	
	渡嘉敷村字渡嘉敷1845	4 t / 8h × 1 炉	H11.7			
21 南大東村	南大東村	3	機械化バッチ	H10.12	534,601	
	南大東村字池之沢1-1	3 t / 8h × 1 炉	H12.5			
22 多良間村	多良間村	3	機械化バッチ	H11.9	566,230	
	多良間村字仲筋1624-2	3 t / 8h × 1 炉	H12.5			
23 北大東村	北大東村	2	機械化バッチ	H12.12	609,175	
	北大東村字南211-1	2 t / 8h × 1 炉	H14.3			
24 渡名喜村	渡名喜村	2	ガス化熔融	H14.3	678,300	
	渡名喜村高田地内	2 t / 8h × 1 炉	H15.3			
25 中城村北中城村清掃 事務組合	中城村、北中城村	40	全連続	H12.12	5,880,000	防衛施設庁 予算
	中城村字伊舎堂当原787外	20 t / 24h × 2 基	H15.5			
26 座間味村	座間味村	4	ガス化熔融	H14.12	884,450	
	座間味村字座間味牧治地内	4 t / 8h × 1 炉	H15.8			
合 計	46	1533 t/日			41,337,750	

炉の形態において、基とは同一の排ガス処理設備を持つ燃焼室の数であり、炉とは別々の排ガス処理設備を持つ燃焼室の数を示す。

第9表 粗大ごみ処理施設整備状況

平成15年12月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (t/日)	処理 方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合 (第2工場)	沖繩市、宜野湾市、 北谷町	25	併用	984,282	S49.10	S51.3	
2 那覇市	那覇市、南風原町	25	破砕	3,515,978	S54.9	S56.12	
3 倉浜衛生施設組合 (第3工場)	沖繩市、宜野湾市、 北谷町	25	併用	1,840,271	S55.10	S57.3	
4 浦添市	浦添市	25	破砕	2,349,961	S55.9	S57.12	
5 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
6 本部町今帰仁村清掃 施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
7 糸満市・豊見城市清掃 施設組合	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
8 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
合 計	13	163		11,977,485			

処理方式の併用とは、粗大ごみの破砕と圧縮の両方の処理を行うこと。

第10表 一般廃棄物最終処分場整備状況

平成15年12月末現在

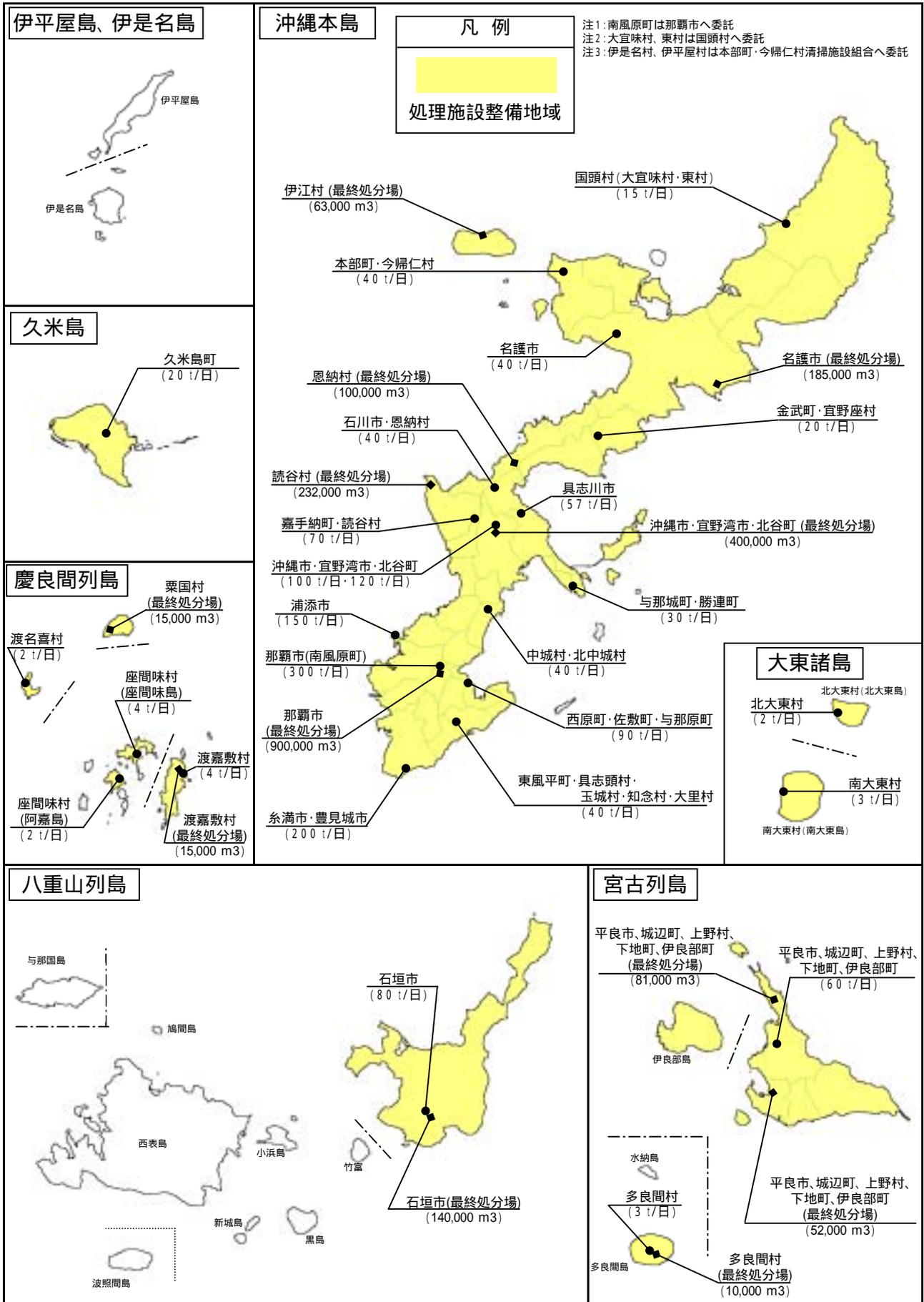
実施主体	構成市町村	埋立 開始 年月	終了 予定 年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	平成13年度末(推計)		総事業費 (千円)
						残余容量(m ³)	残余年数(年)	
1 読谷村	読谷村、嘉手納町	S60.4	H3.9	25,400	232,000	104,400	54.9	185,630
2 恩納村	恩納村、具志川市	H3.5	H22.3	12,300	100,000	58,934	7.6	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	H13.3	25,382	63,000	34,237	17.3	160,734
4 那覇市	那覇市、南風原町	H5.4	H15.3	46,000	900,000	204,832	2.9	1,949,821
5 宮古清掃施設組合(平良)	平良市、城辺町、下地町、 上野村、伊良部町	H6.6	H21.3	10,600	81,000	62,800	34.3	893,114
6 名護市	名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	49,356	3.4	1,148,470
7 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、 北谷町	H9.2	H22.3	38,000	400,000	346,836	24.7	2,738,582
8 宮古清掃施設組合(川満)	平良市、城辺町、下地町、 上野村、伊良部町	H9.3	H28.3	7,000	52,000	37,329	10.0	906,400
9 石垣市	石垣市	H11.2	H26.3	15,200	140,000	97,532	9.1	2,224,183
10 粟国村	粟国村	H11.3	H26.3	6,000	15,000	12,000	12.0	580,670
11 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	H34.1	3,000	15,000	15,000	-	466,917
12 多良間村	多良間村	H14.7	H34.6	3,000	10,000	10,000	-	503,214
合 計	20			211,882	2,193,000	1,033,256	8.1	12,340,955

第11表 廃棄物再生利用施設整備状況

平成15年12月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
リサイクルプラザ						
1 那覇市	那覇市	50 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	
2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
3 中城村北中城村清掃 事務組合	中城村、北中城村	9 t/5h	5,880,000	H12.12	H15.5	総事業費はごみ 処理施設と一体
小 計	4	99 t/日	11,265,878			
リサイクルセンター						
1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
小 計	2	2 t/日	345,331			
ストックヤード						
1 石垣市	石垣市	576 m ²	107,520	H9.11	H10.3	
2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m ²	49,936	H10.10	H11.3	
3 糸満市	糸満市	631 m ²	104,749	H11.11	H12.3	
4 島尻消防清掃組合	知念村、玉城村、大里村、東 風平町、具志頭村	612 m ²	145,569	H12.3	H12.8	
5 多良間村	多良間村	234 m ²	54,295	H13.8	H14.3	
6 北大東村	北大東村	150 m ²	46,515	H14.4	H14.8	
小 計	10	2,403 m ²	508,584			
合 計	16		12,119,793			

第5図 ごみ処理施設整備状況(平成15年12月末現在)



第12表 ごみ焼却施設のダイオキシン類対策状況

(単位：ng-TEQ/m³)

番号	自治体名	施設名	ダイオキシン類濃度			平成14年の規制強化	
			集塵機	炉番号	測定結果	基準値	対策
1	那覇市	那覇市環境センター	EP	1号炉	0.32	1	H12年度改造済
				2号炉	0.72		
2	糸満市豊見城市清掃施設組合	糸豊環境美化センター	BF	1号炉	0.35	1	H9年度新設
				2号炉	0.25		
3	浦添市	浦添市クリーンセンター	BF	1号炉	0.028	1	H13年度改造済
				2号炉	0.0013		
4	倉浜衛生施設組合	第3工場	EP	1号炉	1.8	5	H11年度改造済
				2号炉	1.6		
5	倉浜衛生施設組合	第2工場	EP	共通	3.6	5	
6	東部清掃施設組合	東部清掃施設組合清掃工場	EP	1号炉	(0.84)	5	H11年度改造済
				2号炉	(2.2)		
7	石垣市	石垣市クリーンセンター	BF	1号炉	0.0069	5	H8年度新設
				2号炉	0.0084		
8	比謝川行政事務組合	ごみ・粗大ごみ処理施設	BF	1号炉	0.91	5	H9年度新設
				2号炉	0.61		
9	宮古清掃施設組合	平良工場	EP	共通	(8.2)	10	H14年度改造済
10	中部北環境施設組合	具志川工場	BF	共通	0.52	5	H12年度改造済
11	名護市	名護市環境センター	BF	共通	0.18	5	H10年度改造済
12	中部北環境施設組合	東西工場	BF	共通	0.037	5	H11年度改造済
13	島尻消防清掃組合	島尻環境美化センター	EP	共通	0.060	5	H13年度改造済
14	本部町今帰仁村清掃施設組合	環境美化センター	BF	共通	1.1	5	H9年度新設
15	中城北北中城村清掃事務組合	中城青葉苑	EP	共通	-	10	H14年度新設
16	中部北環境施設組合	与勝工場	BF	共通	0.0084	10	H12年度改造済
17	宮古清掃施設組合	上野工場	EP	共通	6.9	10	H14年度廃止 宮古清掃施設組合平良工場 で広域処理
18	伊良部町	伊良部町ごみ焼却施設	MC	共通	7.5	10	
19	金武地区消防衛生組合	金武地区清掃センター	EP	共通	1.1	10	H14年度改造済
20	久米島町	久米島クリーンセンター	BF	共通	0.042	10	H13年度改造済
21	国頭村	国頭村環境センター	EP	共通	4.4	10	H14年度改造済
22	伊是名村	伊是名村ごみ処理施設	MC		32	10	H14年度廃止 本部町・今帰仁村清掃施設組合 へ処理委託
23	与那国町	与那国町ごみ焼却施設	MC		(45)	10	H14年度廃止 既存最終処分場で埋立処理 H18～19整備予定
24	伊平屋村	伊平屋村ごみ焼却施設	MC		(13)	10	H14年度廃止 本部町・今帰仁村清掃施設組合 へ処理委託
25	渡嘉敷村	渡嘉敷村クリーンセンター	BF		1.347	5	H11年度新設
26	南大東村	南大東村クリーンセンター	BF		0.032	5	H12年度新設
27	粟国村	粟国村ごみ焼却施設	MC		(65)	10	H14年度廃止 既存最終処分場で埋立処理 H15整備中
29	座間味村	阿嘉クリーンセンター	BF		3.6	10	H10年度新設
28	多良間村	クリーンセンターたらま	BF		1.9	5	H12年度新設
32	北大東村	うぶあがりクリーンセンター	BF		1.7	5	H13年度新設
30	座間味村	座間味ごみ焼却場	BF		-	10	H14年度新設
31	渡名喜村	渡名喜村ごみ焼却施設	BF		-	10	H14年度新設

注1 集塵機の略語は次のとおり。EP：電気集じん機、BF：バグフィルタ、MC：マルチサイクロン

注2 炉番号の共通とは、複数の炉の排ガスを煙突等の排ガスが混合する共通の煙道で測定したことを示す。

注3 測定結果は、平成14年11月までの最新の測定結果。なお、()書きは平成13年11月以前のものの測定結果。

注4 網掛けのされた測定結果は、平成14年12月から適用された基準値を超えているもの。

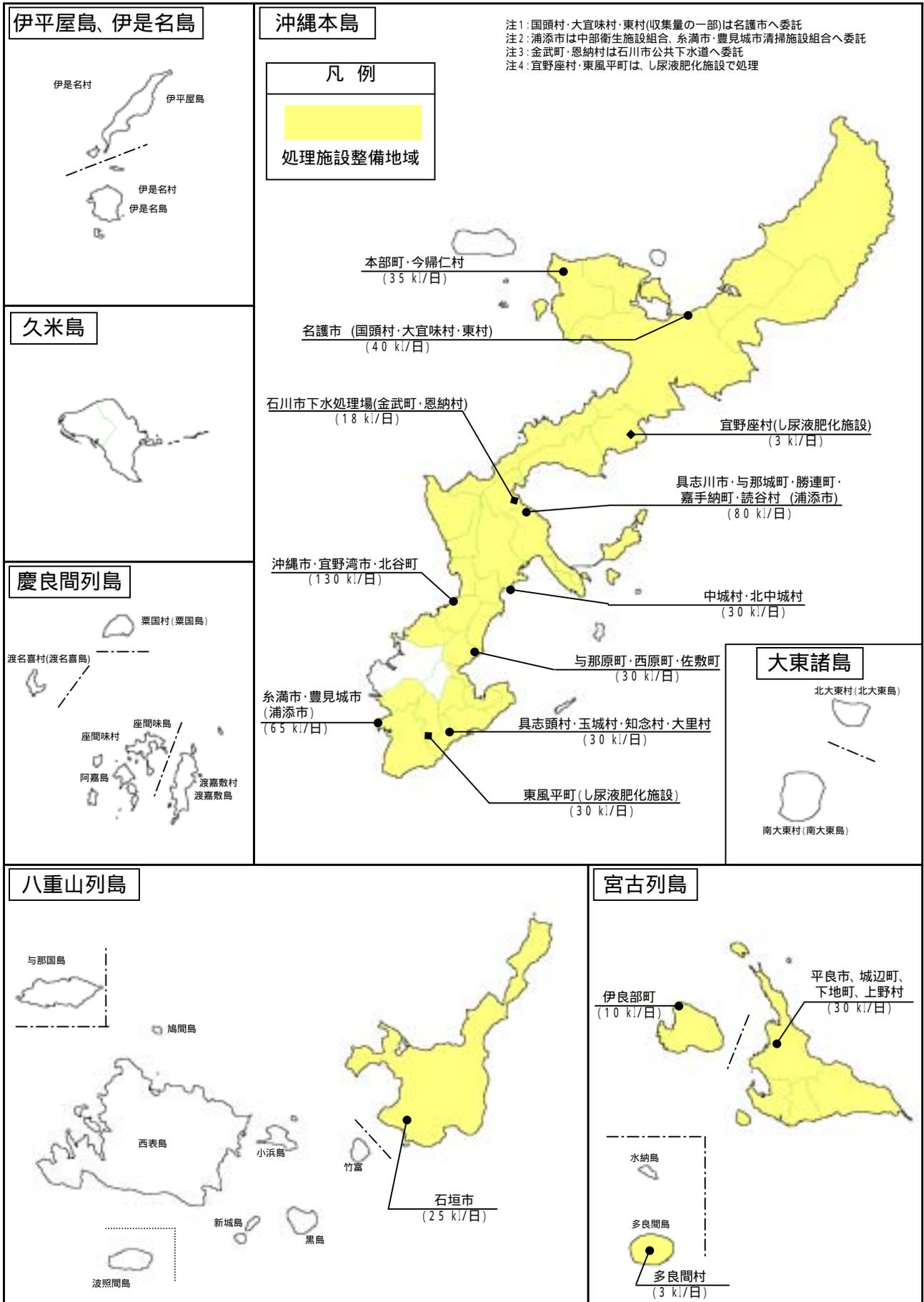
注5 ダイオキシン類の毒性等価計数は、WHO-TEFを適用した。

第13表 し尿処理施設整備状況

平成15年12月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (kl/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	平13年度 処理実績 (kl/年)
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	8,044
2 名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	11,129
3 東部清掃施設組合	与那原町、西原町、佐敷町	30	嫌消	157,693	昭48. 8	昭49. 1	10,871
4 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	"	579,180	昭49. 9	昭50. 5	4,422
5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	"	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	11,250
6 中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	"	429,871	昭52. 2	昭53. 2	6,518
7 中部衛生施設組合	具志川市、嘉手納町、 読谷村、与那城町、 勝連町、浦添市(委託)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	19,421
8 糸満市豊見城村 清掃施設組合	糸満市、豊見城村	65	"	998,496	昭55.12	昭57. 3	11,123
9 伊良部町	伊良部町	10	好気性 (低希釈)	242,000	昭56.1	昭58. 3	1,751
10 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57.11	昭58. 3	355
11 宮古清掃施設組合	平良市、城辺町、下地 町、上野村	30	好気性 (高負荷)	612,696	昭60. 4	昭61. 3	8,400
12 島尻消防清掃組合	知念村、玉城村、大里村、 具志頭村	30	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	7,473
合計	30	508		6,336,059			100,757

第6図 し尿処理施設整備状況(平成15年12月末現在)



4 浄化槽

(1) 合併処理浄化槽の設置基数及び新設率について

平成14年度までに、県内に設置された浄化槽は106,938基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は7.8% (8,370基) となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況である。

一方、平成12年度の建築基準法及び浄化槽法の改正により、浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、平成13年度以降における合併処理浄化槽新設率は100%となっている。

第14表 累積浄化槽設置基数の推移

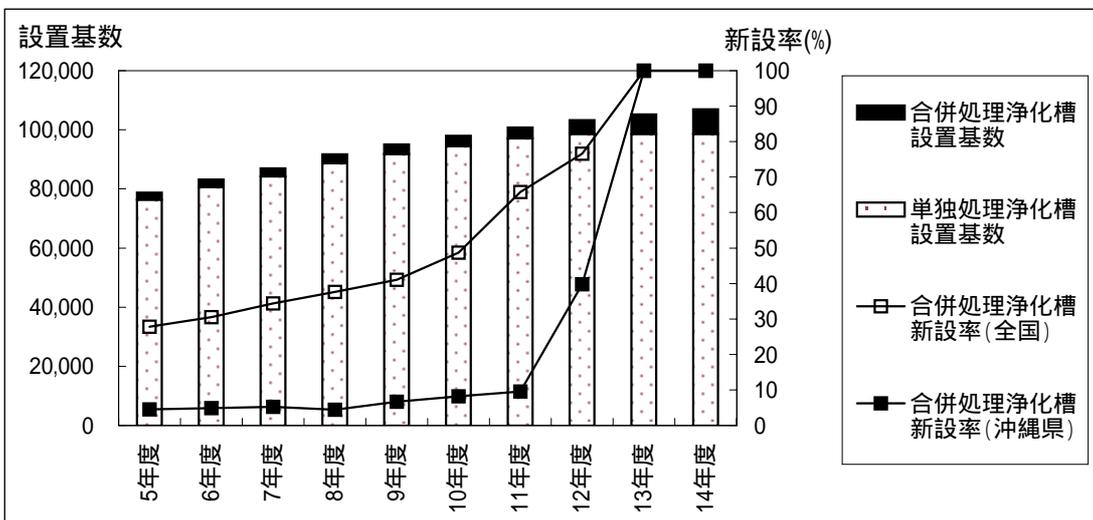
年度 種別	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
単独処理浄化槽 (%)	76,392 (97.0)	80,580 (96.9)	84,226 (96.8)	88,680 (96.8)	91,815 (96.6)	94,532 (96.5)	97,070 (96.3)	98,568 (95.4)	98,568 (93.7)	98,568 (92.2)
合併処理浄化槽 (%)	2,352 (3.0)	2,568 (3.1)	2,770 (3.2)	2,977 (3.2)	3,206 (3.4)	3,449 (3.5)	3,716 (3.7)	4,706 (4.6)	6,677 (6.3)	8,370 (7.8)
合計	78,744	83,148	86,996	91,657	95,021	97,981	100,786	103,274	105,245	106,938

第15表 新設浄化槽設置基数の推移

年度 種別	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
単独処理浄化槽 (%)	3,861 (95.5)	4,188 (95.1)	3,646 (94.8)	4,454 (95.6)	3,135 (93.2)	2,717 (91.8)	2,538 (90.5)	1,498 (60.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
合併処理浄化槽 (%)	184 (4.5)	216 (4.9)	202 (5.2)	207 (4.4)	229 (6.8)	243 (8.2)	267 (9.5)	990 (39.8)	1,971 (100.0)	1,937 (100.0)
合計	4,045	4,404	3,848	4,661	3,364	2,960	2,805	2,488	1,971	1,937

第16表 合併処理浄化槽新設率(%)の推移

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
合併処理浄化槽新設率(沖縄県)	4.5	4.9	5.2	4.4	6.7	8.2	9.5	39.8	100.0	100.0
合併処理浄化槽新設率(全国)	27.8	30.5	34.4	37.6	41.0	48.7	65.8	76.6	100.0	100.0



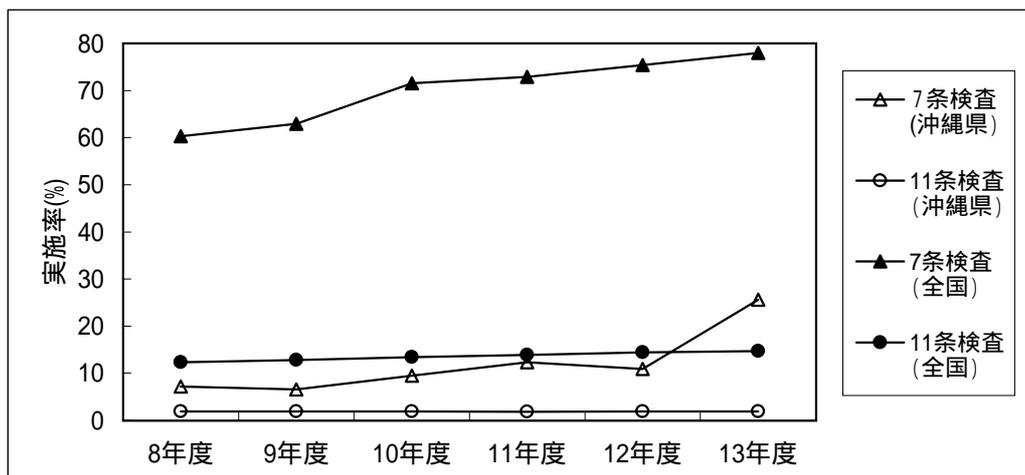
(2) 法定検査の実施状況

浄化槽管理者は、浄化槽法により浄化槽使用開始後六月を経過した日から二月間に、水質に関する検査（7条検査）及び毎年一回の水質検査（11条検査）を受けなければならないことになっている。

しかしながら、本県においては、平成13年度実績で、7条検査の実施率が25.6%（全国平均78.0%）、11条検査の実施率が1.9%（全国平均14.7%）と全国的に見ても低い実施率となっている。

第17表 法定検査実施率

	年度 項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		沖縄	7条検査	7.2	6.6	9.5	12.3
	11条検査	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9
全国	7条検査	60.3	62.9	71.5	72.9	75.4	78
	11条検査	12.3	12.8	13.4	13.9	14.4	14.7



(3) 生活雑排水対策

本県においては、生活雑排水による公共用水域等の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の普及促進に努めているところである。

昭和62年に、国において合併処理浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、平成3年度より国庫補助に加え県費補助制度を設け同事業を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきており、平成14年度までに451基が同事業により設置された。

また、浄化槽の清掃や保守点検、法定検査といった適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。本改正により、法定検査（7条検査）受検率が向上している状況である。

さらに、平成13年度より、浄化槽設置者を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理の必要性や法定検査受検の責務等の普及啓発を図っているところである。

(4)浄化槽行政指導状況

浄化槽の維持管理が不適正な場合には、放流水の水質悪化や悪臭によって、地域住民に迷惑をかけるほか、公共用水域の汚濁を招くことになる。

このため、当該設置者に対して、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう監視、指導を行っている。

第18表 浄化槽行政指導状況（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

法第5条 第2項 改善勧告	法 第 12 条 第 1 項									
	助 言 ・ 指 導					勧 告				
設置者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者
76	460	61	0	5	0	0	0	0	0	0

法第12条第2項					
改 善 命 令					使用停止命令
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者	管 理 者
0	0	0	0	0	0

法 第 53 条 また は 条 例 関 係									
報 告 徴 収					立 ち 入 り 検 査				
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	指 定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	指 定 検査機関
3	56	0	0	12	104	25	0	0	0

注) 条例とは法48条に規定する条例をいう。

5 容器包装リサイクル法

(1) 分別収集状況

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量、リサイクルを促進することを目的としている。

容器包装リサイクル法がスタートした平成9年度以降、ガラスビン、ペットボトルを中心に収集量が増加し、平成14年度には収集量全体で平成9年度の約2倍にあたる2万4千トンがリサイクルされている。

第19表 容器包装廃棄物分別収集実績

(単位：t)

区分	種類	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	平14年度
特定分別 基準適合物	無色ガラス	447	572	772	952	1,309	1,637
	茶色ガラス	360	478	645	788	1,052	1,277
	その他ガラス	150	325	696	1,073	1,766	2,288
	ペットボトル	161	96	309	630	1,673	1,987
	その他紙	-	-	-	-	32	-
	その他プラ	-	-	-	-	-	-
小計		1,118	1,471	2,422	3,443	5,832	7,189
法第2条第 6項指定物	スチール缶	9,693	10,104	8,814	9,728	9,863	9,807
	アルミ缶	568	506	514	507	566	606
	紙パック	52	81	87	232	247	169
	段ボール	-	-	-	2,749	5,697	6,094
小計		10,313	10,691	9,415	13,216	16,373	16,676
合計		11,431	12,162	11,837	16,659	22,205	23,865

その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

(2) 第3期分別収集計画策定状況

分別収集促進計画については、これまで策定した第1期計画（平成9～13年度）及び第2期計画（平成12～16年度）に引き続き、3年に1度の見直しにより平成15年度から平成19年度までの5年間を計画期間とする「第3期沖縄県分別収集促進計画」を策定し、容器包装リサイクルの推進を図ることとしている。

本計画では、分別収集を策定した市町村が第2期計画の34市町村から48市町村になり、今後5年間でほとんど全ての市町村が、何れかの容器包装廃棄物の分別収集を実施する見込みである。

第20表 第3期沖縄県分別収集促進計画の概要

(1) 市町村分別収集計画策定状況

分別収集計画策定市町村数	48	市町村数	52	計画策定率	92.3%
--------------	----	------	----	-------	-------

(2) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集取組予定市町村

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
無色ガラスビン	35	35	37	37	37
茶色ガラスビン	35	35	37	37	37
その他ガラスビン	38	38	40	40	40
その他紙	13	18	24	24	25
ペットボトル	46	47	48	48	48
その他プラスチック	16	21	27	27	28
(うち白色トレイ)	13	17	21	21	21
スチール缶	47	48	48	48	48
アルミ缶	46	47	47	47	47
段ボール	37	38	40	40	40
紙パック	32	33	35	35	35

(3) 容器包装廃棄物排出見込量

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
容器包装廃棄物排出見込量	78,248.25	79,945.10	81,643.30	83,305.15	85,023.15

(4) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集見込量

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
無色ガラスビン	2,687.85	2,778.00	2,879.95	2,964.40	3,056.95
茶色ガラスビン	2,393.90	2,483.75	2,584.20	2,663.40	2,743.95
その他ガラスビン	3,569.95	3,717.05	3,958.15	4,127.45	4,294.95
その他紙	483.55	1,015.40	1,350.90	1,389.20	1,438.15
ペットボトル	3,421.30	3,529.65	3,668.40	3,794.55	3,917.80
その他プラスチック	383.25	1,155.80	1,982.55	2,059.00	2,156.45
(うち白色トレイ)	65.95	81.95	142.95	151.70	155.70
スチール缶	12,524.40	12,810.40	13,166.70	13,479.95	13,778.70
アルミ缶	1,149.75	1,201.10	1,254.55	1,291.25	1,337.40
段ボール	8,691.45	8,837.65	9,029.00	9,172.20	9,332.30
紙パック	219.05	230.40	258.75	276.30	290.35
合計	35,524.45	37,759.20	40,133.15	41,217.70	42,347.00

回収率	45.4%	47.2%	49.2%	49.5%	49.8%
-----	-------	-------	-------	-------	-------

6 ごみ減量化・リサイクルの促進

平成14年度には、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」および「レジ袋減量部会」を開催し、効果的なネットワークの形成、リサイクルの促進等について協議した。

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に推進するための各種啓発事業（「ごみ減量・リサイクル推進週間」、「九州各県空きかん等散乱防止対策統一キャンペーン」、「環境衛生週間」、「マイ・バッグ・キャンペーン」、「リサイクル・夢市場」）を実施して、県民意識の高揚につとめるとともに、「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を開講して、小学生等の環境教育の充実を図っている。

第21表 ごみ減量化推進事業

事業	内容
沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議	沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議開催 レジ袋減量部会開催
ごみ減量・リサイクル推進週間	県作成ポスター掲示 ラジオ等広報 パネル展 文化環境部長によるリサイクル事業所 視察（昭和製紙(株)、沖縄電力(株)具志川火力発電所）
九州各県空きかん等散乱防止対策 統一キャンペーン	知事メッセージ新聞掲載 九州各県統一ポスターの配付、掲示 九州各県統一ラジオCM
環境衛生週間	知事メッセージ新聞掲載 県作成ポスター掲示 ラジオ等広報 パネル展及び相談コーナー設置
マイ・バッグ・キャンペーン	県作成ポスター、スイングPOP掲示、リーフレット配付 ラジオCM オープニングセレモニー マイ・バッグ配付 パネル展 オリジナルマイ・ バッグコンテスト 消費者アンケート
リサイクル・夢市場	フリーマーケット パネル展示及びエコ商品販売 廃品を使用したゲーム
ごみ減量・リサイクル講座	講座開催（8小学校16クラス）

7 ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日より施行している「ちゅら島環境美化条例」を、県民、事業者、市町村及び県が一体となって着実に推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げている。

平成15年度における主な取り組みは次のとおりである。

(1) 推進母体の組織及び活動の拡充

条例施行時に発足した、県、市町村及び民間団体で構成する条例の推進母体「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議（会長：知事）」を拡充して135団体とし、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃を実施した。

a 広報啓発活動

- ・ポスターの作成・掲示（3,000枚）、ステッカーシールの作成・配付（30,000枚）
- ・新聞広告、県広報テレビ、ラジオCM、パネル展、街頭広報車、HP等による広報

b ちゅら島環境美化全県一斉清掃

- ・第1回：7月27日実施
- ・第2回：12月14日実施

(2) 環境美化指導員の配置

県民等の環境美化に係る意識の高揚、活動の支援・普及、助言・指導等を担う「環境美化指導員」を、設置規定（平成15年3月31日沖縄県訓令第40号）に基づき本島中南部に5名配置し、各地域において活動している。

(3) 環境美化促進モデル地区の指定

地域住民と市町村とが協働して行う、他地区の模範となるような環境美化活動を支援するため、条例第10条に基づき、「環境美化促進モデル地区」として2地区を指定した。

勝連町・浜比嘉島地区（活動主体：浜比嘉をちゅら島にする会）

西原町与那城・安室地区（活動主体：西原町ちゅら町促進協議会）

(4) 環境教育・環境学習の推進

条例第11条に基づき、環境美化を含め、身近な生活環境の保全の重要性について理解と関心を深めてもらうため、小学校高学年対象の教材「みんなでつくろう ちゅら島沖縄」を県内全小学校に配付した。

(5) デポジット制度の調査研究

平成14年度に環境美化対策の総合的・効果的な推進を図るため、デポジット制度の導入可能性について調査研究を実施し、散乱ごみの多くを占めると考えられる「飲料容器（空き缶、ペットボトル）」を対象に、制度の設計試案や導入に向けた課題を整理した。

調査の結果、システム構築と運営に係る財源の確保、製造・販売・流通事業者との合意形成、デポジット負荷方法のあり方、県民、事業者の理解と協力、

容器包装リサイクル法との関係など、多くの課題があることがわかった。県としては、基礎調査で示された課題等について、事業者（流通事業者、製造事業者等）、市町村等との意見交換を行っていくこととしている。併せて、国におけるデポジット制度に係る動向や拡大生産者責任の方向性を見据えながら対応していくこととしている。

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の発生状況

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物で、法令により20種類が指定されている（第22表）。

平成11年度の県域における産業廃棄物の総発生量は3,729千トンと推計される。種類別の内訳としては、動物のふん尿が41.8%（約1,560千トン）と最も多く、次いで汚泥が22.4%（約837千トン）、がれき類18.7%、動、植物性残さ6.5%、となっている（第23表、第7図）。

また、業種別にみた場合、農業が41.9%（約1,563千トン）と最も多く、次いで電気・水道業の22.6%、建設業21.3%、製造業11.0%となっており、これら4業種で発生量の96.9%を占めている（第24表、第8図）。

2 産業廃棄物の処理・処分状況

本県における産業廃棄物の排出量（農業を除く）は平成11年度で194万4千トンとなっており、そのうち脱水や焼却等の処理によって36.5%減量化され、80万1千トン（41%）が再生利用、34万4千トン（18%）が最終処分されている。（第9図）

前回調査した平成6年度と比較すると、排出量の減少とともに、中間処理による減量化量が20.8%、再生利用量は3.2%といずれも増加しており、その結果、埋立等による最終処分量は62.4%と大きく減少している。

これにより、減量化率、再生利用率、最終処分率について、いずれも全国平均値との差は小さくなっている。（第10図）

第22表 産業廃棄物の種類

産 業 廃 棄 物	1	燃 え が ら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ
	2	汚 泥	工場排出などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ヒルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかすなど
	3	廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジなど
	4	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類など、すべての酸性廃液
	5	廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
	7	紙 く ず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず
	8	木 く ず	建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。)木材または木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、パーク類
	9	織 維 く ず	衣服やその他の繊維製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	10	動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど
	11	動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	12	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	13	金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物以外)、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずなど
	15	鉱 さ い	高炉、平炉、電気炉などの溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、粉灰かすなど
	16	が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	17	動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
	18	動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
	19	ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、または汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、上記7に掲げるものでPCBが塗布された紙くず、もしくは上記12に掲げるものでPCBが付着し、または、封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであった、集じん施設によって集められたもの
	20	そ の 他	燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類または上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物		廃 油	産業廃棄物である揮発油、灯油類、軽油類
		廃 酸	pH2.0以下の酸性廃液
		廃 アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液
		感 染 性 廃 棄 物	医療機関等から排出された感染のおそれのある産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラ、金属くず、ガラスくず他)
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 P C B 等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	P C B 汚 染 物	PCBが塗布された紙くず、PCBが付着または封入された廃プラスチック類もしくは金属くず	
	廃 石 綿 等	建設物から除去された飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、及びその除去工事中から排出するプラスチックシートなどの石綿が付着している恐れのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など。	
	そ の 他	政令で定める有害物質の判定基準を超えるもの	

引火点70 未満のもの

第23表 産業廃棄物の種類別発生量（単位:千t/年）

種 類	年 次	平成11年	構成比 %
合 計		3,729	100.0
燃 え が ら		9	0.2
汚 泥 計		837	22.4
有 機 性 汚 泥		660	17.7
無 機 性 汚 泥		177	4.7
廃 油 計		8	0.2
一 般 廃 油		7	0.2
廃 溶 剤		0	0.0
固 形 油		0	0.0
油 で い		1	0.0
油 付 着 物 類		0	0.0
廃 酸		2	0.1
廃 ア ル カ リ		0	0.0
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 計		11	0.3
廃 プ ラ ス チ ッ ク		9	0.2
廃 タ イ ヤ		1	0.0
紙 く ず		8	0.2
木 く ず		21	0.6
織 維 く ず		0	0.0
動 ・ 植 物 残 さ		243	6.5
ゴ ム く ず		0	0.0
金 属 く ず		21	0.6
ガラスくず及び陶磁器くず		95	2.5
鋳 さ い		56	1.5
が れ き 類		698	18.7
ば い じ ん		158	4.2
家 畜 ふ ん 尿		1,560	41.8
農 業 そ の 他		1	0.0
感 染 性 廃 棄 物		1	0.0

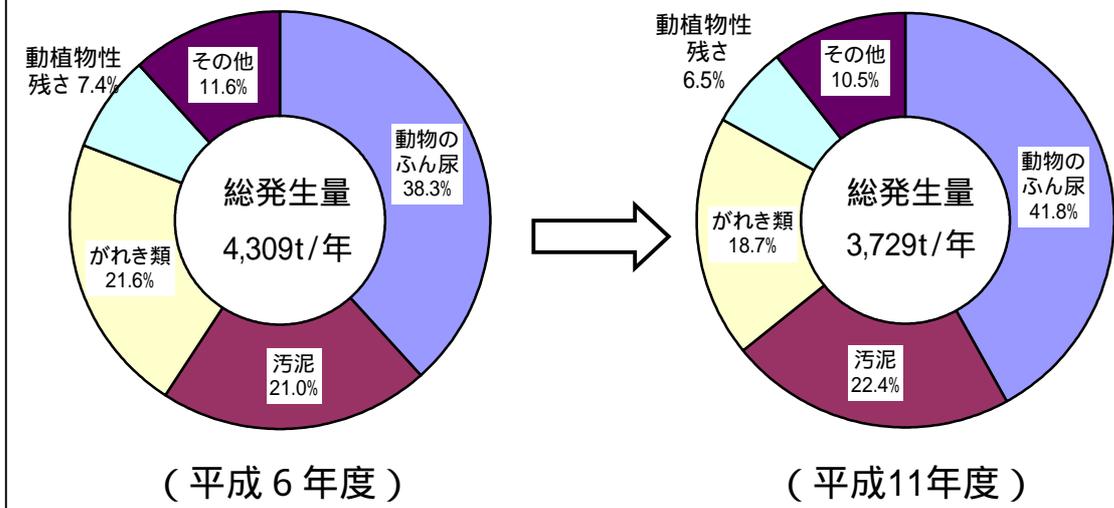
発生量は、平成12年度に実施した「沖縄県産業廃棄物実態調査」による。
四捨五入により総数と個々の数値の合計とが一致しない場合がある。

第24表 産業廃棄物の業種別発生量（単位：千t/年）

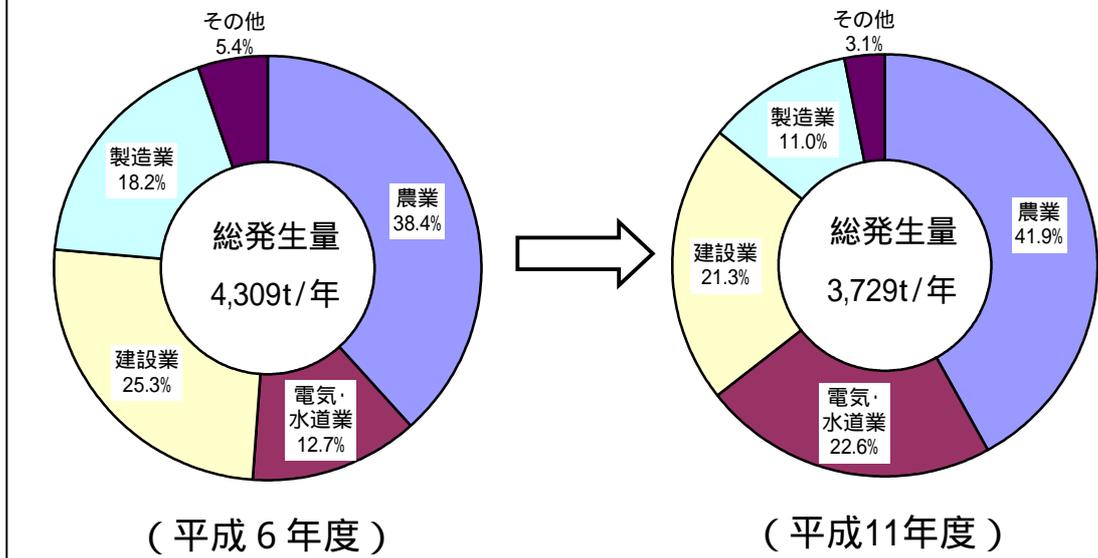
業 種	年 次	平成11年	構成比 %
	計		
合 計		3,729	100
農 林 業		1,563	42
鉱 業		76	2
建 設 業		794	21
製 造 業		412	11
	食 料 品	254	7
	飲 料 ・ 飼 料	35	1
	織 維	0	0
	衣 服	0	0
	木 材	0	0
	家 具	1	0
	パ ル プ ・ 紙	29	1
	出 版	2	0
	化 学 工 業	3	0
	石 油 ・ 石 炭	2	0
	プ ラ ス チ ッ ク	1	0
	ゴ ム	0	0
	皮 革	0	0
	窯 業 ・ 土 石	52	1
	鉄 鉱	28	1
	非 鉄 金 属	0	0
	金 属	4	0
	一 般 機 械	0	0
	電 気 機 械	0	0
	運 送 用 機 械	0	0
	精 密 機 械	0	0
	そ の 他 の 製 造 業	0	0
	電 気 ・ 水 道	844	23
	運 輸 業	7	0
	卸 ・ 小 売 業	25	1
	金 融 ・ 保 険 業	0	0
	不 動 産 業	0	0
	サ ー ビ ス 業	9	0
	公 務	1	0

四捨五入により総数と個々の数値の合計とが一致しない場合がある。

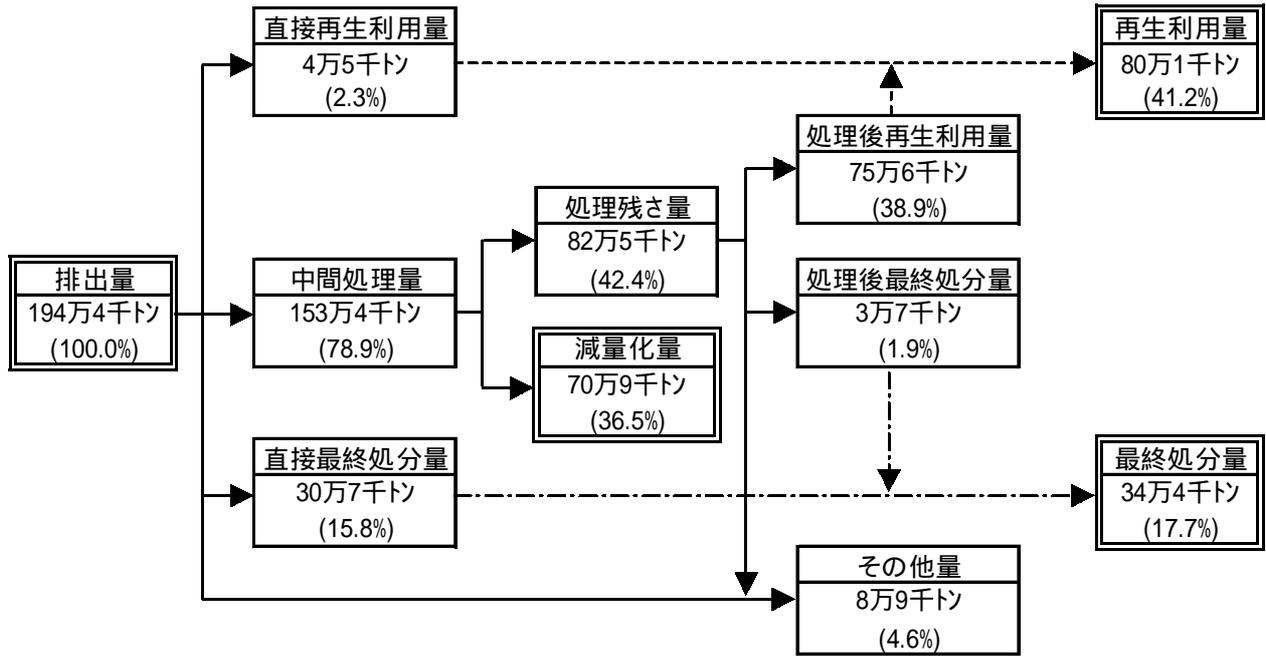
第7図 種類別発生量



第8図 業種別発生量



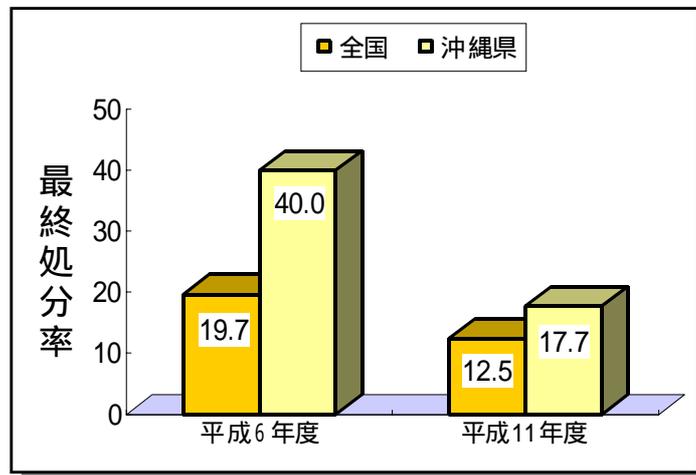
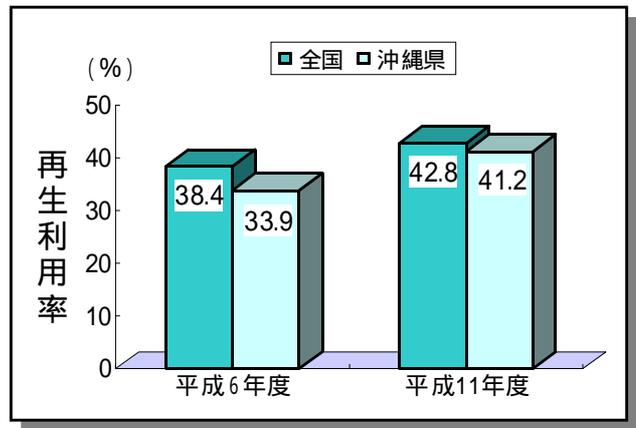
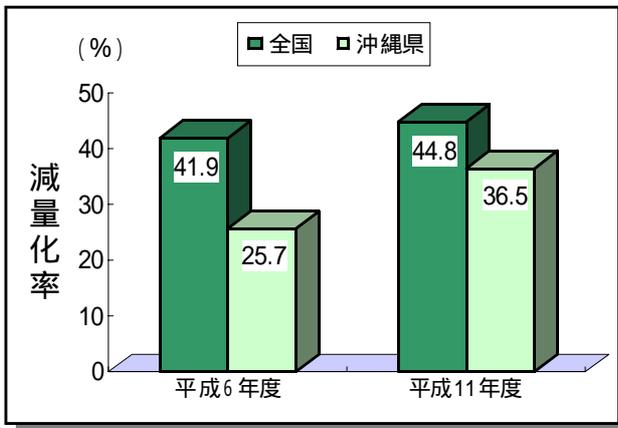
第9図 産業廃棄物処理・処分フロー



(平成11年度)

注1) 図中の数値は四捨五入の関係で、合計と個々の計が一致しない場合がある。
 注2) ()内は排出量に対する割合を示す。

第10図 減量化率、再生利用率、最終処分率の推移



3 産業廃棄物処理業者の状況

平成14年度末現在の産業廃棄物処理業者は、収集運搬業537業者、処分業113業者、最終処分業23業者、再生利用業者数は4業者となっており、業種別では収集運搬業者がもっとも多い。

また、保健所別でみると、南部保健所、中部保健所及び中央保健所管内に多く所在している。

第25表 保健所別産業廃棄物処理業者及び再生利用業者

(平成14年度末現在)

業の区別 保健所名	産業廃棄物処理業者				再生利用業者		
	収集 運搬業	処分業 (中間処理)	最終 処分業	計	再生 輸送業	再生 活用業	計
北 部	26	6	3	35	2	1	3
中 部	187	37	12	236	0	0	0
中 央	118	9	0	127	0	0	0
南 部	157	41	3	201	0	0	0
宮 古	37	15	2	54	0	1	1
八 重 山	12	5	3	20	0	0	0
計	537	113	23	673	2	2	4

(注) 再生利用業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、または第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものを言う。

4 産業廃棄物処理施設設置状況

なお、処理能力が一定規模以上の産業廃棄物処理施設の設置については、法令の定めるところにより知事の許可が義務づけられており、平成14年度末現在の設置状況は第26表に示すとおりである。

脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が89施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が28施設となっている。

また、設置主体別でみると、排出事業者の設置が19施設、産業廃棄物処理業者の設置が98施設となっている。

第26表 産業廃棄物処理施設の設置状況

(平成14年度末現在)

施設の種類		設置数			処理能力
		事業者	処理業者	計	
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	13	3	16	2,086.9m ³ /日
	汚泥の乾燥施設(機械)	0	2	2	160 t /日
	廃油の油水分離施設	0	2	2	116m ³ /日
	焼却施設	0	6	6	47.9 t /日
	廃プラスチック類の破砕施設	0	4	4	260.4 t /日
	がれき類・木くずの破砕施設	0	58	58	21,691 t /日
	シアン化合物の分解施設	1	0	1	0.16m ³ /日
小 計		14	75	89	
最終 処分 場	管 理 型	5	5	10	
	安 定 型	0	18	18	
	小 計	5	23	28	
合 計		19	98	117	

(注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可施設についてまとめた。

5 施設の維持管理等

産業廃棄物処理業者は、所有する施設について廃棄物処理法の維持管理基準に基づき、適正に管理することになっている。

焼却施設については排出ガス中のダイオキシン類の濃度を当該施設を所有する者が測定しており、平成14年度の測定結果は、18焼却施設のうちダイオキシン類暫定基準80 ng/ m³ を超えているのは2施設であった。同施設は、平成14年3月に施設を廃止している。

また、管理型最終処分場のうち、事業者設置の3施設、処理業者設置の4施設について、浸出水や排水について水質検査を行っており、平成13年度の結果は、7施設全て基準値以内であった。

6 不法投棄防止対策

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、各保健所においては排出事業者、処理業者及び処理施設等に対する監視・指導を行っている。(第27表)

また、不法投棄防止のため、産業廃棄物等不法投棄実態調査により不法投棄を把握したうえ、県、警察、第11管区海上保安本部、市町村等合同のパトロールなどを実施し、未然防止に努めている。さらに、県、警察、第11管区海上保安部、(財)暴力団追放沖縄県民会議及び(財)産業廃棄物協会で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置して、不法投棄防止策の強化を図っている。

さらに、平成15年5月には、警察本部と合同で「美ら島環境クリーン作戦対策本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄事犯等に対して、確実な現状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査を行っているところである。

第27表 立入検査実施報告

(平成14年度)

	法第12条の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条の3第1項の処分			法第18条の報告撤収		
		取消し	停止処分	取消し	停止処分	取消し	改善命令	停止処分	事業	処分業者	公共
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1301	531	23

	法第19条の立入検査			法第19条の3の命令	法第19条の5の命令	勧告(法第12条の5の勧告を除く)	告発
	事業	処分業者	公共				
件数	450	730	16	6	9	52	0

(注) 公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・工業用水道事業及び公共関与している法人を指す。